

午前10時30分開会

○永田委員長 おはようございます。これより地域文教委員会を開会いたします。以降、着席にて進行させていただきます。

初めに、お手元に、本日の日程及び資料をお配りしておりますので、ごらんください。議案審査6件、報告事項というふうに進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○永田委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、日程1、議案審査に入ります。（1）議案第28号、令和元年度千代田区一般会計補正予算第1号について、理事者からの説明を求めます。

○依田コミュニティ総務課長 地域振興部資料1-1に基づきまして、令和元年度一般会計補正予算案第1号の概要について、ご説明申し上げます。

補正予算額2億3,014万8,000円、補正後予算額が607億1,208万2,000円となります。内訳でございます。歳出、千代田区プレミアム付商品券事業1億3,014万8,000円。こちらについては、プレミアム付商品券を発行する経費でございます。

二つ目、過誤納還付金1億円。所得税の更正及び株式譲渡等の申告により発生した住民税の還付に要する経費でございます。

歳入、財源でございますが、国庫支出金、事業費、事務費合わせまして、1億3,014万8,000円ということでございます。

二つ目が、繰越金、こちらが1億円ということでございます。

裏面をご参照ください。債務負担行為の補正ということでございます。こちらについては、プレミアム付商品券事業3,009万9,000円。こちらについては令和2年度に執行する経費ということで、債務負担行為を追加させていただいてございます。

概要については、以上でございます。

○永田委員長 はい。

商工観光課長。

○栗原商工観光課長 続きまして、補正予算のうち千代田区プレミアム付商品券事業に係る予算の部分をご説明させていただきます。地域振興部資料1-2をごらんください。また、その下につけております地域振興部参考資料もごらんください。こちらは、前回の常任でご提出、ご説明させていただいた事業でございます。

資料1-2でございますが、まず、令和元年度の補正予算につきまして、歳出、プレミアム付商品券につきましては、1億3,014万8,000円でございますが、その内訳につきましては、下に水色の帯と黄緑色の帯とオレンジ色の帯がございまして、大きく三つに分かれます。で、一つ目のその水色の帯につきましては、管理運営業務に係る費用でございます。で、これの委託の契約の上限金額を9,000万円に設定してございまして、で、上限が9,000万円ですから、できるだけ下げようには、これから努力はするんですけども、その委託内容といたしましては、商品券の作成、それから商品券の販売、それから、取り扱っていただけるお店の募集、その対応、それから、お店からの商品券の換金の要望に対しての換金、あと、対象の区民でありますとかお店からのコールセンターの運営などになります。

この委託事業でございますが、令和2年度の5月末までを予定しておりまして、と申し

ますのは、その商品券を使えるのが来年3月31日までを予定しておりまして、お店の換金ができるのが、来年4月30日までと考えておりまして、そのような関係で契約が来年度にまたぐものでございます。で、それを鑑みまして、来年度にかかる費用につきましては、来年度支払うということで、令和2年度までの債務負担行為を設定させていただいておりまして、9,000万のうち2,295万7,000円につきましては、令和2年度に支払うということで、債務負担行為を設定させていただきます。

続きまして、緑色の負担金（プレミアム分）でございます。で、こちらにつきましては、対象の方が約1万人いるだろうということで、それに1万人の方が全員買っていただくと、5,000万円のプレミアムが発生するんですけども、その部分につきまして、10月1日から使えて、かつ10月1日からお店の換金に応じるんですけども、来年4月30日までの7カ月間、お店からの換金に応じるということで、7カ月分の本年度中の6カ月分に当たる4,285万8,000円を、本年度の補正予算に計上させていただきたいと思っております。同様に、残りの7分の1カ月分につきましては、714万2,000円を、令和2年度までの債務負担行為を設定させていただきたいと思っております。

それから、最後に、オレンジ色の事務費でございます。2,024万7,000円につきましては、内訳にしましては、対象者を抽出のためのシステム改修が800万円。あと、職員だけでは、なかなか事務が回らないところもありますので、人材派遣の方に2人来ていただこうと考えておりますが、その費用686万3,000円。あと、郵送にかかわる費用、それから職員の超勤手当に係る費用などを、オレンジのところ計上させていただいております。

で、この全額でございますが、歳入は全て国庫補助金ということで負担されるところでございます。当然でございますが、令和2年度の債務負担の部分につきましても、当然、国庫補助金の全額対象となります。

一番下の米印のところでございますが、商品券販売代金、1万人の方が全員買ってくださると2億円になるんですけども、その2億円は、区の歳入とせず、管理運営業務、販売した業者が保管しまして、換金費用に充てます。その2億円に、区から負担して支払う5,000万円を合わせて、トータルの2億5,000万円をお店からの換金費用に充てます。ただし、事業完了後、保管している販売代金に残がある場合、すなわち、販売はしたが、区民は買ってくださったが、それが3月31日までに使用されなかったものは、管理運営業務の事業者のところにお金が余るんですけども、それにつきましては、当該残金を区に返還してもらうこととなります。

それから、地域振興部参考資料のほうをごらんください。こちら、前回の常任でご提出した資料なんですけど、1点だけ変更がございまして、このA3の資料の右上の部分でございますが、赤字にしてある部分でございまして、販売箇所でございます。前回は調整中としておりましたが確定いたしまして、区内の郵便局46局。区内に郵便局47局ございますが、一般の方が立ち入れない宮内庁郵便局を除く46局で販売させていただくこととなります。

販売時間は、各局の郵便窓口時間に準ずることとなります。一番早い郵便局ですと、17時に閉まってしまうんですけども、一番長い郵便局ですと、平日でも21時まであいている郵便局もございます。また、そのうち2局の東京中央郵便局と神田郵便局につきまし

ては、土日、祝日もあいておりますので、販売するということになります。

説明は以上でございます。

○永田委員長 はい。

税務課長。

○辰島税務課長 令和元年度千代田区一般会計補正予算第1号のうち、過誤納還付金につきまして、地域振興部資料1-3に基づいて説明をいたします。

過誤納還付金でございますが、税の更正等にかかわるもの、また配当割・株式等譲渡所得割額控除に係る還付等に要する経費であります。今般、所得税の更正によって税額が減額となり、年度当初に約4,500万円の還付が発生いたしました。

住民税は、前年の所得に対して課税されますが、所得税の更正によって住民税も税額が減額となり、既に納めていた税額との差分の還付に、高額な事案が発生したものでございます。また、株式譲渡等の申告によって生じた還付で、1,000万円単位の高額な事案が発生いたしました。

今年度、過誤納還付金につきましては、当初予算で9,300万円を計上しておりましたが、今般発生した還付への対応から、更正等による過年度分について約8,700万円、配当・株式等譲渡分について約1億600万円、計、約1億9,300万円の還付が発生する見込みとなりました。

還付金の支払いは、地方税法の規定に基づき、遅滞なく行われなければならないため、当初予算と執行見込額との差1億円について、追加の予算計上をお願いするものでございます。

なお、過誤納還付金といいますと、区が誤って税金を取り過ぎたために返すものというふうにちょっとお思いになられる方もいらっしゃるかもしれませんが、所得税の更正、株式譲渡分に係る申告と、いずれも税の手続によるものでございまして、いわゆる課税誤りによるものではございません。

説明は以上でございます。

○永田委員長 はい。

では、この件につきまして、質疑を受けます。

○たかざわ委員 これ、プレミアム分よりも事務事業の、事務費のほうが、はるかに、倍ぐらいになっているんですが、これ、業務は委託するわけですよね。で、このスケジュールを見ますと、その委託をするのは、もう決まっているんですか。そんなことはないですよね。これから決まるんですよね。いつ決めるんですかね。

○栗原商工観光課長 委託することは、もう、区内の手続では決定しておるところでございます。

○たかざわ委員 あ、そう。（「もう業者は決まったんで……」と呼ぶ者あり）もう、じゃあ、業者は決まっているということですかね。

○栗原商工観光課長 はい。契約そのものはまだ最終調整できていないんですけども、契約の手続を踏んで、この業者と契約するという業者は、もう決まっておるところでございます。

○たかざわ委員 そうしますと、区のかかわり方はどこまで、商工観光課がかかわるというだけなんですかね。責任の分担やなんかはどのようになっているんでしょうか。

○栗原商工観光課長 基本的には、商工観光課が一括で窓口になります。ただし、この地域振興部参考資料のほうを見ていただきたいと思いますけれども、その右下の部分ですね。で、対象区民の方が、住民税が非課税の方、ただし生活保護の受給者等の方は除くのと、あと、2016年4月2日から2019年9月30日までの間に生まれた子が属する世帯の世帯主ということで、その情報は商工観光課が持ち合わせておりませんので、その情報を持っている税務課さんでありますとか、あとは総合窓口課さん、あと、生活保護の受給の関係の情報を持っているのは生活支援課さんになるんですけれども、そこと調整をしながら、対象の区民との窓口になるのは、全て商工観光課が窓口となるというスキームになっております。

○たかざわ委員 じゃあ、商工観光課が全て責任を持ってやりますと。その事務は、一部委託しますけど、ということでもよろしいんですね。

以前、まちみらいのほうでしたか、商品券のときに、以前やっていた、もう中止になりましたけど、やめましたけども、そのときに、不正が起こったりなんかしました。その対策というのは、きちっととられておるんでしょうか。

○栗原商工観光課長 今回は、まず、不正が起こるとすると、その管理運業者さんが、何というんでしょう、その販売するプレミアム商品券を盗ってしまうとか、売上金を、まあ、ちょっと、横領というんですかね、そういうところが一番危惧されるところかなと思うんですけれども。そこにつきましては、契約の前提の条件としまして、そういうことが起こったときは、その受託業者が責任を持って、全て区に対して補填することという契約の条項は求めます。

○たかざわ委員 そうしますと、余分に刷って、それをほかへ流したりとかということはあり得ないというか、ことでもよろしいんですかね。

○栗原商工観光課長 まず、必要な分しか、区が、プレミアム商品券につきましては、刷る枚数は厳密に指示しておりまして、どこの販売者、具体的には郵便局46局ありますので、どの郵便局に幾つ送って、今どういう、その郵便局が在庫が幾らあるかというのは、逐次報告はさせますので、勝手に事業者がプレミアム商品券を増印刷するとかというのは、あり得ないと考えてはおります。

○永田委員長 河合委員。

○河合委員 ちょっと委員長、質問まで入っちゃってもいいですかね、多少。

○永田委員長 はい。

○河合委員 はい。この残金ですね、区へ返還をされると。で、国庫補助金ですから、区に入ったものというのは、国のほうにまた返還をするわけですか。その辺のところをちょっと教えていただけますか。

○栗原商工観光課長 使えなかった分で余ったお金については、国に返納するということになると思います。

○河合委員 区に返納されますよね。そうすると、それはまた国のほうにお返しをするということでもいいんですか。

○栗原商工観光課長 はい。そういうことでございます。

○河合委員 本会議の一般質問でもさせていただいたんですけども、やはりこの事業者にかかる費用というのが、紙ベースだと、かなり費用がかかるということが一つ。それから、

ちょっと使い忘れてしまった方が、せっかくその商品券をもらったのに、使えなかったということも、紙ベースだと、これは発生をしようと思うんですね。それで、すぐシステムを変えろというのは無理でしょうけども、要するに、千代田区の、いわゆる小売店のインフラも整った段階で、まあ、そっちが先だと思うんですけども、マイナンバーカードのICタグつきのそういうものに、こういうものを付与するというような方向性。そうすると、マイナンバーカードに限定しなくてもいいですけども、マイナンバーカードの普及については、そういうものに付与しながら、さまざまなその区の、もしくは今度は自治体ポイントを創設するのであれば、そういうものも含めて一元的に管理ができると思うんですけども、行政としてそういう方向性というのは今後考えていくのかどうか、その辺のことを教えていただけますか。

○栗原商工観光課長 まず、今回のプレミアム付商品券につきましては、そういう電子のスキームとかを入れた場合の費用は一切補助の対象としないと、国からも通達が来ていますので、全て紙ベースでやってくださいという指示がありますので、今回はできないんですけども、今後、同じようなスキームで、例えば、そういう場合は、国に対して、ほかの23区とかも連携して、できるだけその電子の部分も取り入れて、で、かつ、それを補助の対象としてもらうように、お願いはしていきたいなとは思っております。

○河合委員 23区の中でも、実際のポイントとか、そういうものを検討しているという区が、ぼちぼち出てきたような情報も仕入れています。で、やっぱり、都心区の千代田区が、一番最初にそういうものをやっていかないと、キャッシュレス時代というのは、本当に、思ったよりも早く、民間ベースが進んでくれば、一気にヒートアップして、ブレイクするんじゃないかなと思っていますんで、ぜひその辺は、早目早目の対応をしながら、行政としての考えを構築していただきたいなと切に思うんですけども、いかがでしょう。

○細越地域振興部長 ただいまの河合議員のご質問、本会議でもご質問いただきまして、ご答弁申し上げたとおりでございます。

区といたしましても、以前、進めておりましたそのスタンプカードの後継事業というのもございます。それが懸案として認識しておりますので、ご答弁申し上げましたように、こういった国の、またはその時代の流れのように、ちょっと、できることというのは当然あると思いますので、そういったことを視野に入れながら、この電子化の流れに沿った、千代田区独自の、そういった、つくれるかどうかしっかりと検討していきたいと思っております。

○永田委員長 池田委員。

○池田委員 参考までに伺いたいんですけども、今回、こういう事業を行うについて、千代田区以外で23区ではどのような事業、この消費税対策といいますか、緩和をすることということで、もし把握されている区があれば、このような事業があれば教えていただきたいんですけども。

○栗原商工観光課長 このプレミアム付商品券につきましては、国がこのスキームでやってくださいということで、いや、これについても、実は、やるやらないというのは任意ではあるんですけども、全ての区がやる、23区については全ての区が、この全く同じスキームでプレミアム付商品券事業をやるということの情報までは得ております。で、それに上乗せして、区が独自の事業で何をやるかというところにつきましては、すみません、今はちょっと把握はできていないところではございます。

○池田委員 はい。ありがとうございます。

それで、この販売が郵便局で決まったということで、以前からそれは報告がありましたけれども、これ、区内の46局限定とうたってありますけども、やはり、そのあたりは、お勤めしている方も含めて、他区でのそういう対応は、ちょっとなかなか難しいということなんでしょうかね。

○栗原商工観光課長 そうですね。そうすると、具体的に、その金券をお渡し、例えば区外の郵便局で販売するとなると、それを事前に預けておいて、で、まず、どこの郵便局で販売するかということを選んだ上で、それを、金券を預けておくために、また余計に刷っておくとか、そういう——そうすると多分最後は余ることになるんですけども、そういうような、あと、事務の手数料にもはね返ってくると思いますので、現実的には、区内の郵便局のみで販売するというのが、現実的な選択かなと思っていますところではございます。

○池田委員 区役所、庁舎では対応はしませんか。

○栗原商工観光課長 今、この46局で販売できるということを鑑みますと、庁舎では販売しなくても大丈夫かなと考えて、今は庁舎では販売しないことを考えております。

○池田委員 はい。わかりました。

これは基本的に窓口で対応していただくということで、仮になんですけども、窓口に行かれない事情があって、郵便局員が自宅に訪問して販売をするというか、換金するところという対応は考えていらっしゃるでしょうか。

○栗原商工観光課長 すみません。ちょっと、それについては、今は考えていないところでございます。

○池田委員 というのは、やはり前回の委員会でも私も心配をしていたんですけども、やはりいろんな、最近まだまだ続く特殊詐欺がありまして、これについては、必ず窓口でやってくださいというところを、しっかりと区のほうで周知をしないと、やはり、そういうところで、いや、かわりに行きますよとかということも、いろんなことがあるのではないかなというところが心配をしているものですから、そのあたりのしっかりとした管理といたしますか、恐らく100%、この対象者世帯の方々が、どこまでそういう換金をしているか、取りかえて販売を、買うことができたかというのは、区のほうでは把握をされていくんですよ。

○栗原商工観光課長 換金の率については、管理はいたしますけれども、どの方が、今、換金して、どの方が換金されていないかということについては、国からそういうことを管理はしなくてよい。すると、その分、余計なコストがかかるんですけど、それについては補助の対象とはしないというふうに、国から指示が出ていますので、今、対象の方がトータルで何%換金されているかということについては、把握はしてまいります。はい。

○池田委員 それでは、これ、期限がついている、使用期間が——期限があると思いますが、万が一ですけども、この期間内に使い切れなかったと。そういうところでは、その以降の対応というのは、何か、今度は区としては持ち合わせていますか。

○栗原商工観光課長 そこについても心配して、国にも問い合わせたところなんですけれども、期間を過ぎて換金に応じることは絶対に認めないと国から強い指示が、通達が来ているところでございます。

○永田委員長 小野委員。

○小野委員 ありがとうございます。今回のこのプレミアム付商品券についての目的は重々理解しているんですけど、これは各世帯、いわゆる限られた世帯ではありますけれども、購入限度額というのが設けられていると。一方で、これはやはり、例えば2万円のものに対して2万5,000円ということで、プラス5,000円のプレミアムというところが目玉だと思うんです。これを、例えばなんですけども、この住民がほかに転売をすることが認められているのかどうかとか、そういった何かルールのようなものがもしあれば、教えてください。

○栗原商工観光課長 転売は禁じられております。で、さまざまな手段で周知するとともに、その金券にも「転売は禁止されています」と刷り込む予定です。

○小野委員 禁じられているということで、それはルールとして、しっかりと周知を徹底するということですね。

例えば、そういうことが、個人が特定が、これ、通し番号って、ついていないですよ。すみません。金券に通し番号がついているかどうか。

○栗原商工観光課長 通し番号はつける予定です。

○小野委員 ありがとうございます。通し番号がつくということは、誰が購入しているかということも、ある程度は、特定まではいかないですけども、わかるという判断でよろしいでしょうか。

○栗原商工観光課長 そこについては、情報収集はいたしません。その通し番号の何番を誰に売ったかということは、個人情報保護の観点から管理いたしません。

○小野委員 ということは、万一、転売がどこかで発覚したとかいうことについて、転売はわかったけれども、どこでそれが起きているかということまでは追及もしないということでしょうか。

○栗原商工観光課長 具体的には、お店のほうには、例えば、1人が持ち合わせている金額以上を一度に持ってきて、そのプレミアム付商品券を使って購入しようとした場合は、それは一旦、そのプレミアム付商品券を使って販売をとめてくださいというような周知はしようと思いますが、ただ、例えば、1,000円分だけを、Aさんのプレミアム付商品券をBさんが不正に入手して、悪意を持って使ったとしても、正直、そこについては、ちょっともう、とめられないというか、見つけられないような状況でございます。はい。

○小野委員 わかりました。はい。ありがとうございます。

○永田委員長 いいですか。

牛尾副委員長。

○牛尾副委員長 まあ、いろいろな問題点がありそうですけれども、私も幾つか質問をいたしますが、一つは、まず商品券を取り扱うお店については、これはなかなか予測はできないと思うんですけども、例えば、地元の商店と、あとは区内では大手のコンビニとか大手の販売店があるんですけども、前の千代田区の商品券のときの傾向も参考になると思うんですけども、どちらのほうで主流になりそうなんですかね。

○栗原商工観光課長 前のスタンプカードのときが、約500店舗、参加していただいていたので、その500店舗を目標に登録を進めていきたいと思っております。ただ、使っていたその金額ベースというところになると、どうしてもそういう、何ていうんでしょう、大きいスーパーさんとかが区内ありますが、そういうところでの使用が多くなるよ

うな傾向が、スタンプカードのときはございました。

○牛尾副委員長 まあ、多分そうなると思うんですけども、あと、先ほど期限が過ぎたら換金には応じないと。これは個人のもので、あとはお店のもので、お店が換金し忘れたら、もう換金されないということだと思っんですけども、これについては、例えば期限が迫ってきた段階で、期限が来ますよと、換金してくださいと、お買い物してくださいというような、何か周知はされるんですか。

○栗原商工観光課長 それにつきましては、区の広報とかホームページを使って、期限が近くなりましたら、早く使い切ってくださいという周知はいたします。で、もちろん、販売のときにも、3月31日までに使い切らないと無効になりますよというのは、かなりしつこいぐらい説明すると同時に、当然、お店さんにつきましても、4月30日までにその換金ですね、申請していただかないと振り込めませんよというのは、しつこいぐらい説明はしていきたいと思っております。

○牛尾副委員長 あと、商店が換金、要するに商品券を現金にかえたいといった場合の手続をやりましたと。その後、実際にお店に現金が入るといのは、大体どれぐらいの期間があると。もうその場で現金化されるのか、それとも、一旦申し込んだ後、何カ月かたって現金化されるのか、この辺はいかがなんでしょうか。

○栗原商工観光課長 スキームとしましては、郵送していただくときに、その使っていた商品券、1枚の金券の単位が、消費税が、税率が5から8に上がったときと違って、細かくしろという国の指示が出ていますので、商品券1枚当たりの額面が500円、おつりが出ませんので、500円とかなり小さくなっていますので、そのお店にたまる商品券もかなり多くなると思うんですけど。で、その枚数が本当に合っているかを数えて、申請の数と合っているか数えた上で振り込ませていただくことになりますので、その場でお金を支払うということにはなりません。ただ、お店さんも資金繰りとかがあると思いますので、少なくとも申請していただいてから1カ月以内には振り込めるようなスキームにしたいと思っております。

○牛尾副委員長 なるほど。

あと、その最大、売れた場合は5,000万円のプレミアムがつくというふうにおっしゃっていますけれども、実際、例えば、なかなかこう、外出ができない方とかも対象になると思うんですけど、そういった方々にとっては、なかなか商品券というのが窓口に行かないと使えないわけじゃないですか。例えば、ネットでお店に注文をして届けてもらうとか、今、コンビニでも大手のスーパーでも、宅配でお買い物ができるサイトがありますよね。それらに対しては、このカードは使えないと。あくまでもお店の窓口じゃないと使えないということではよろしいんですかね。

○栗原商工観光課長 すみません。ちょっと、そこは、例えばですけど、必ずしもお店の窓口じゃないと使えないということもないのかなと、ちょっと考えていまして。その登録したお店が、お米とかを配達していただいて、そのときに、その商品券をもってお金をもらって、レシートというか領収書みたいなのを渡すというスキームも、私は、すみません、ちょっといける、その登録店のお店が配達、もちろんする場合についてはですけども、間にまた宅配業者とかが入ると、これはだめだと思っんですけども、登録した例えばお米屋さんとかが配達して、その場でプレミアム付商品券を受け取って帰るというスキーム

は、できるのではないかとはいいます。

○牛尾副委員長 ふーん。

要するに、5,000万円、丸々、ねえ、使えば5,000万円のプレミアム分がつきますよと。ただ、そういった、なかなか買い物に出かけることもできない方もいらっしゃると思うんですけども、区としては、大体、どれぐらいの効果、どれぐらい使われるというような予測といえますかね、そういうのはされているのかどうか。わかりますか。

○栗原商工観光課長 区としましては、臨時福祉給付金5,000円、住民税非課税とかの方がもらえる、やはり消費税率が5から8に上がったときがあります、そのときの申請率が約8割程度でございましたので、それぐらいが上限なのかな、現金がもらえるといっても8割ぐらいでしたので、プレミアム付商品券だと8割ぐらいかなと、今、想定はしているところでございます。

○牛尾副委員長 あのときは、たしか、給付金ですから、もう区からどうぞと。ですよ。今回は買わなきゃいけないわけですよ。うん。その点は、若干差し引かれるとは思いますが、いま一つ、区の作業量、これも、大変これを見ると、相当煩雑、なかなかいろんな作業があると。確かに、業者をお願いするといっても、区としても相当な仕事量があると思うんですけども、大体もう、これを行うに当たって、区の仕事量というのがどれぐらいふえるのか。多少の作業で済んじゃうのか、それとも結構な作業量があるのか、その辺の認識はいかがですか。

○栗原商工観光課長 作業量がかなり発生しますので、今回、商工観光課1名、職員の定数を、このプレミアム付商品券の事業のある本年度限りということで1名増員していただいておりますと同時に、人材派遣の方に2名来ていただくことを考えていますので、そのぐらいのボリュームが、今回の事業を行うに当たって、区の負担は人的には発生すると考えております。

○牛尾副委員長 じゃあ、ちょっと最後。

かなりの事務量になると。で、事務費についても、見たとおり、プレミアム分より倍以上。幾ら減らすといっても限界があると思うんですよ。これは、もう、これぐらいの事務費がどうしてもかかってしまうというのは、これは避けられないことですよ。いかがですか。

○栗原商工観光課長 これなんですけれども、近くの、例えば中央区さんとか、そういうようなところに、やっても、多分同じぐらいの費用が、あ、もちろん、これ、9,000万円ですから、ここからできるだけ減らすようにはするんですけども、ただ、かかる費用は同じぐらいになるといいます。

一方、発生するプレミアム分につきましては、住民の人口によりますので、何でしょう、面積当たりの人口密度が高ければ高いほど、事務費は変わらないけどプレミアムは膨れていくという特性がありますので、どうしても千代田区としては、かかる事務費の割にはプレミアム分が発生しないというのが、どうしても、千代田区の特性上、いたし方ないのかなと、今は考えているところでございます。

○牛尾副委員長 はい。

○永田委員長 はい。

ほかに質疑はよろしいでしょうか。

○小野委員 そもそも理解していないので、ちょっと教えていただきたいんですけども、今回のこの商品券は、つり銭は現金で出るのかどうなのか、教えていただけますか。

○栗原商工観光課長 つり銭は出してはいけないと、国から通達が出ております。

○永田委員長 はい。（発言する者あり）

○小野委員 わかりました。ありがとうございます。

○永田委員長 西岡委員。

○西岡委員 ありがとうございます。私は1点だけなんですけれども、ちょっと私も勉強不足でわからないのですが、この事務費の内訳の、800万、対象者抽出のためのシステム改修とあるんですけども、これは、23区内でもそんなんですけども、大体相場観はどのくらいなんでしょうか。どうしてもこれ、外注になるということですよ。毎回このくらいかかっていますか。（発言する者多数あり）

○栗原商工観光課長 これにつきましては、千代田区の総合サービスシステムがありまして、その中にいろいろ税務のシステムとか住民基本台帳にかかわるシステムとかがぶら下がっているんですけども、その業者しか改修できませんので、その業者さんをお願いするんですけども、で、その業者さんを採用している自治体は、もうほかにもかなり多数、当然あるんですけども、どこの自治体でも汎用できるようなパッケージを開発して、どの自治体も導入することになると思うんですけども。と聞いておりますので、むしろパッケージ—その分、費用としては安くできているのかなと思っていますところではございます。

○西岡委員 相場観が、確かに私もわからないんですけども、毎回、じゃあ、消費税が上がるたびにこのくらい、その抽出のためのシステム改修でかかるのであれば、民間企業同様に少しネゴシエーションしていただいて、値引き等々検討していただけたらと思います。もう、お答えは結構です。よろしくお願いします。

○永田委員長 はい。そのようにお願いします。もう、答弁はいいんですね。答弁もらう……

○西岡委員 あればお願いします。

○栗原商工観光課長 そうですね。ちょっと、契約課、直接の窓口は契約課になりますが、契約課と一緒に、多少なりとも値下げの余地があるのかについては、交渉したいと思います。

○永田委員長 はい。

この件について、ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○永田委員長 はい。ありがとうございます。

以上で質疑を終了いたします。

討論は、いかがいたしますか。（発言する者多数あり）じゃあ、討論ありで。はい。

それでは、これより討論に入ります。討論ある方の挙手をお願いいたします。（発言する者あり）

○牛尾副委員長 議案第28号、令和元年度千代田区一般会計補正予算第1号について、反対の立場から意見表明を行います。

最初に、補正予算のうち過誤納還付金については、速やかに還付の作業を行っていただ

きたいと思います。

次に、補正予算に反対する理由ですけれども、千代田区プレミアム付商品券事業についてであります。第一の理由は、この商品券の発行が、消費税10%への引き上げの影響の緩和策として、増税後の消費の減による反動減対策になっているからであります。

消費税は、低所得者ほど負担が重い、逆進性の税金であります。プレミアム付商品券は、6カ月しか使えません。それ以後は消費税の重い負担がのしかかります。また、期間限定でしか使えない。また、お店のほうも、期間を過ぎれば換金できないという点から見ても、消費を急がせる、そういうほうに重きがあるように思います。

さらに、なかなかお買い物に出かけられない方にとっては、商品券の恩恵は少ないように感じます。また商品券は、現金で購入しなければなりません。明日の生活も大変な世帯にとっては、商品券を買うこと自身が重い負担になるのではないのでしょうか。

次に、中小企業への負担も大きいものがあります。1枚の商品券が500円ということもあり、商品券が一定たまらないと換金することができませんし、その際、換金するのにも、1カ月程度は現金化ができないということもあります。軽減税率もありますし、中小業者の負担は大変重いものがあるのではないのでしょうか。

さらに、地方自治体に多大な負担を押しつけるということにもなります。商店への告知、対象世帯への周知、商品券の作成など、事務・郵送作業、換金作業など多大な事務作業、これを行わなくてはなりません。事業の費用は全て国が持つとはいっても、事務は大きいものがあります。しかも、千代田区では、商品券のプレミアム分より事務費のほうが、倍以上費用がかかるなど、区民から見れば、どうしても税金の無駄遣いというふうに見えるのではないのでしょうか。このようなことに多大な税金を使うのであれば、消費税増税しないと、これが一番の対策ではないかと思えます。

そういう点から、議案第28号、令和元年度千代田区一般会計補正予算第1号について、反対をいたします。

○永田委員長 はい。

ほかによろしいでしょうか。

○池田委員 令和元年度千代田区一般会計補正予算第1号に、賛成の立場から意見を発表いたします。

千代田区プレミアム付商品券事業については、消費税、地方消費税の税率の引き上げが、低所得者、子育て世帯の生活に影響を与えることを緩和することを目的としている事業であります。この事業については、1対象者当たり5,000円というプレミアムは、低所得者や子育て世帯にとって、大変大きな生活の支えになると思われます。

また、本事業は、消費税、地方消費税の税率の引き上げ直後に見込まれる消費の瞬間的な落ち込みを緩和する効果も期待でき、商店街を初め区内の各店舗にとっても、大変ありがたい事業であると考えます。しかしながら、プレミアム分以外に約1億1,000万円の経費が見込まれております。本事業が国の費用で全て補填されるとはいえ、公金で支出されることには変わりがないことですから、プレミアム分以外の支出については、執行機関については、可能な限り無駄な支出を削減するよう努力することを求め、令和元年度千代田区一般会計補正予算第1号に賛成をいたします。

○永田委員長 はい。

ほかに討論はよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○永田委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、これより採決に入ります。

ただいまの出席者は全員です。

議案第28号、令和元年度千代田区一般会計補正予算第1号に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○永田委員長 河合委員、たかざわ委員、池田委員、西岡委員、秋谷委員、小野委員。賛成多数です。よって、議案第28号は可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、(2)議案第29号、千代田区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、理事者からの説明を求めます。

○安田児童・家庭支援センター所長 それでは、お手元の教育委員会資料1に基づきまして、千代田区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、ご説明を申し上げます。

まず、1の趣旨ですが、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」の一部を改正する厚生労働省令の施行に伴いまして、放課後児童支援員の資格を取得するための要件が変更されたことから、規定整備を行うものです。

次に、2の概要ですが、放課後児童支援員の資格を取得するために修了する必要がある研修の実施者に、都道府県知事のほかに、人口50万以上の政令指定都市の長を加えるというものです。

次に、3の新旧対照表ですが、資料2枚目に別紙として添付をしておりますので、恐れ入りますが、こちらをごらんください。条例第11条の第3項中に、政令市の長の規定を追加するものです。また、附則により、改正条例の施行期日については、公布の日からとしております。

ご説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○永田委員長 はい。この件について、質疑を受けます。

○牛尾副委員長 ちょっと、1点、確認をさせてください。これは、例えば、千代田区の学童で支援員の資格を取りたいという方が、本来は都道府県知事が指定した、いわゆる研修を受けなければいけないけれども、例えば、なかなかそれが難しいから横浜のほうで受けましたと。それでもいいですよということなんですか。

○安田児童・家庭支援センター所長 ただいま牛尾委員のご質問のとおり、いわゆる、間口が広がるといいますか、そういったことで研修を受講できる機会も今後はふえていくというものでございます。

○牛尾副委員長 こういうふうに、間口が広がる施策がとられたと。その主な要因といいますか理由は何だと思えますか。

○安田児童・家庭支援センター所長 この改正の理由といたしましては、地方によっては、この放課後児童支援員を募集してもなかなか集まらないといったような、そういった状況の自治体もあるといったことから、いわゆるその裾野を広げるとい趣旨で、国に対して、いわゆる地方に権限を移譲されたいという、そういった申し入れが行われて、それを受け

て国のほうで、今般このような政令の改正が行われたというものでございます。

○牛尾副委員長 なかなか、その支援員のなり手がいないということも、大きなこの改正の理由、まして窓口の間口が広がる理由だと言われましたけれども、一方、やっぱり支援員の処遇の問題というのもあると思うんですよね。なかなかこの一般の労働者よりも、やっぱりどうしても、保育士もそうですけれども、学童の支援員もなかなかこの給与が低いと。

いま一つは、この窓口を広げると同時に、やっぱり支援員に対しての収入の、処遇の改善策、こういうのを求められると思うんですけれども、千代田区としては、例えば、その支援員への処遇の改善策というのは講じられているんですけれども、今後はさらに処遇の改善策としてこういうものやっいていこうとか、そういった施策を考えているかどうか、いかがですか。

○安田児童・家庭支援センター所長 ただいま副委員長、ご指摘されたように、千代田区におきましては、例えば民間の運営事業者に対しても、いわゆるそういった人件費の部分の財政的な支援といったようなことも行っておりまして、また、一方で、直営のいわゆる区の職員が学童で職務に当たっているといった場合には、これはご案内のように区の職員の給与水準ということになっております。ただ、一方で、やはり全国レベルで見れば、やはり、今、牛尾委員ご指摘のそういった問題意識のもとに、今後、自治体のほうから、いわゆるこういった支援員の、いわゆるそういった、報酬面でのインセンティブを付与すべきだといった、そういったご意見も出てくることも想定し得ると思います。

○永田委員長 はい。

ほかに、この件について質問はよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○永田委員長 はい。ありがとうございます。

討論はいかがいたしますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○永田委員長 はい。では、討論は、省略いたします。

これより採決に入ります。

ただいまの出席者は全員です。

議案第29号、千代田区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○永田委員長 牛尾副委員長、河合委員、たかざわ委員、池田委員、西岡委員、秋谷委員、小野委員。賛成多数です。（発言する者あり）あ、賛成全員です。失礼いたしました。よって、議案第29号は可決すべきものと決定いたしました。

休憩します。

午前11時23分休憩

午前11時32分再開

○永田委員長 では、再開いたします。

続きまして、（3）議案第34号、千代田区保育の実施に関する条例の一部を改正する条例、（4）議案第35号、千代田区保育施設等運営基準条例の一部を改正する条例、

（５）議案第３６号、千代田区立こども園条例の一部を改正する条例、（６）議案第３７号、千代田区幼稚園使用条例の一部を改正する条例についての４議案は、いずれも子ども支援課の所管であり、関連する内容ですので、理事者からの説明と質疑は一括して行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○永田委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、議案第３４号から議案第３７号までについて、理事者からの説明を求めます。

○新井子ども支援課長 それでは、お手元の「幼児教育・保育無償化等に伴う関係条例の改正について」をごらんください。

１の提出議案でございます。実は、番号、並び順が、議案で申し上げますと、３４、３６、３７、３５となっておりますけれども、これは、内容が性格上似ているものを一緒にご説明しようという趣旨で、番号順をこのようにさせていただきました。

提出議案です。①千代田区保育の実施に関する条例の一部を改正する条例、②千代田区立こども園条例の一部を改正する条例、③千代田区立幼稚園使用条例の一部を改正する条例、④千代田区保育施設等運営基準条例の一部を改正する条例となっております。

２の改正理由です。（１）幼児教育・保育無償化に伴う関係条例の改正。これは子ども・子育て支援法施行令の一部改正等に伴うものでございます。

（２）多子軽減制度の見直しに伴う関係条例の改正。これは、都制度の改正によりますものでございます。これは、次の資料でもご説明させていただきます。

３、改正内容です。（１）千代田区保育の実施に関する条例及び千代田区立こども園条例。これが提出議案の①と②でございます。３～５歳児に係る保育料を０円とする。多子軽減制度を拡充する。その他規程整備でございます。

（２）千代田区立幼稚園使用条例。これは、１、提出議案の③になります。保育料を０円とする。その他は規程整備となっております。

（３）千代田区保育施設等運営基準条例、これが④です。幼児教育・保育無償化に伴う関係政令の改正等に基づく規定整備となっております。

４、施行期日は、いずれも令和元年１０月１日でございます。

それでは、次の資料をごらんください。幼児教育・保育の無償化等についてです。今回の条例に関係がありますものは、１の（１）、それと裏面の２になります。あとは法律の規定を直接適用するものでございます。

１、幼児教育・保育の無償化。幼児教育・保育の無償化は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、保育に係る負担軽減を図る少子化対策の観点などから取り組まれるものです。

（１）幼稚園、保育園、認定こども園等を利用する児童。対象者・利用料、３歳児～５歳児が無償となります。ここで、この資料につきましては、前回でもざっとご説明させていただいたものでございますので、きょうは、特にこの米印の２番目、こちらが加わりました。米印の２番目をごらんください。実費として徴収されている費用（通園送迎費、食材料費、行事費など）は、無償化の対象外というように、国は新たに言っております。しかし、食材料費の取り扱いについては、食材料費は保育に含まれるという考え方には立っておりますが、保育料は応能負担であるため、保護者の収入によって保育料がゼロにもな

り、食材料費を保育料から明確に区分することは困難です。この無償化に当たりまして、保護者の皆様も、食材料費は別なんだというような認識はないと思います。そのため、本区におきましては、食材料費は区が負担といたしまして、保護者からは徴収しないというように考えております。

次の白丸です。0歳児～2歳児につきましては、住民税非課税世帯を対象として無償化といたします。本区におきましては、生活保護世帯以外に、この住民税非課税世帯は、もう無償としておりました。

次に、対象となる施設・サービス、この辺は、今、精査しておりますけれども、ここに記載させていただいた施設となっております。

（2）の幼稚園の預かり保育を利用する児童、こちら対象者利用料ですけれども、これは、新たに保育の必要性があると認定を受けた場合には、利用実態に応じまして、最大月1万1,300円までの範囲で、預かり保育の利用料が無償化となります。これは、こども園にも適用されることとなって、こども園の第1号認定の子どもたちの預かり保育も含まれております。

次は、（3）認可外保育施設等を利用する児童です。対象者・利用料。保育の必要性があると認定された3歳児～5歳児。認可保育所における保育料の全国平均額、月額3万7,000円までの利用料が無償化となります。0歳児～2歳児につきましては、先ほどお話しいたしました住民税非課税世帯の児童を対象といたしまして、月額4万2,000円までの利用料が無償化となります。

裏面をごらんください。対象となる施設・サービスにつきましては、こちらのようになっております。この辺は、今、区でもきちんと詰めているところでございます。

次の（4）です。障害児通園施設を利用する児童。対象者・利用料。就学前の障害児の発達支援施設、いわゆる障害児通園施設を利用する児童は、利用料が無償となります。3歳児～5歳児が対象、0歳児～2歳児の住民税非課税世帯についても、既に無償となっております。幼稚園、保育所、認定こども園と、いわゆるこの障害児通園施設の両方を利用する場合は、両方無償となるということになっております。

次、2、多子軽減制度の拡充です。これは年収約360万円以上の世帯における第1子が小学生以上である場合についても、第2子の保育料を半額に、第3子の保育料を無償にするという都制度における拡充ということで載せております。

3、実施時期は、いずれも令和元年10月1日からとなっております。

ご説明は以上です。

○永田委員長 はい。説明が終わりましたので、質疑を受けます。

○牛尾副委員長 これは本会議でもいろいろ質問が出た問題でありますけれども、まず、改めて、10月1日からと、この実施がですね、となっているのは、この理由は何ですか。

○新井子ども支援課長 10月1日より消費税が上がるという時期に合わせまして、こちらの無償化も一緒に実施される予定となっております。

○牛尾副委員長 消費税、つまり消費税がこの施策の財源になるということによろしいですか。

○新井子ども支援課長 はい。そのとおりでございます。

○牛尾副委員長 この制度、もちろん幼児教育の無償化というのは、子育て支援にとって

も大事なことだと思っんですけれども、やっぱり内容が、いろいろ問題点があるんじゃないかなというふうに私は感じておるんですけれども。

まず保育の質の問題を、まず、ちょっとお伺いしたいんですけれども、これは、認可保育園、そして、こども園、幼稚園、あと、それ以外に認可外保育施設も対象になりますけれども、さらに、5年の経過期間で、指導監督基準を満たしていない、例えば保育士の数とか場所の広さ、立地条件さまざま、そういった基準を満たしていない場合でも対象とするというのがあります。で、例えば、千代田区で、なかなかこう、対象を満たしていないという保育園も、実際あるのかどうか、いかがですか。

○新井子ども支援課長 東京都から毎月出ております一覧によりますと、基準を満たしていなかったけど、今回満たしました、まだ満たしていませんというようなところは出ておまして、そこは千代田区の施設に関しては、課のほうで把握しております。

○牛尾副委員長 要するに、あるということによろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）ある。（「はい」と呼ぶ者あり）ない。

○新井子ども支援課長 はい。千代田区の中にも、満たしていない施設はございます。

○牛尾副委員長 そこに対して、例えば質の担保というのが、区として、そうしたところを利用している方に、区として、要するに幼児教育無償化の補助を出しますよとなった場合に、やっぱりこの質の担保を満たしていないところでも出すということは、区が、行政が認めてしまうということにもつながるかと思うんですけれども、そうしたところへの対策なり、何か考えていらっしゃるんですか。

○新井子ども支援課長 千代田区の場合は、もう、やむにやまれずこの無認可にいらっしゃるという方は、今のところ、ほかの自治体と比べまして、ほとんどいないというような状況でございます。しかし、今後、そういった例もあるかと思えます。その場合は、やはり一定の基準を満たしていない施設については、この無償化ということを契機に質の担保湖上を図ることが、それも重要であると考えております。都のほうの、そういう監査等あります。その辺、都と協力いたしまして、各園、指導・助言を行ったり、質の改善を図ってまいりたいと考えております。

○牛尾副委員長 もちろん、これを契機に質の担保を図っていく、基準を満たすような施設にしていただくということは、大事なことだと思っんです。ただ一方で、どうしても建物の条件であったりとか、特にハードですよね。二方向避難とかトイレの数とか広さとか、そうした対応ができないという施設も、残念ながら残される可能性はあるわけですよ。いかがですか。

○中根子育て推進課長 ただいまの牛尾委員のご質問ですけれども、それはおっしゃるとおり、施設的な部分で基準を満たしていない施設につきましては、その場所で保育事業を続けようとする限り、それは基準を満たす施設になるというのは難しいというふうに思います。

○牛尾副委員長 わかりました。はい。

次に、この無償化になった場合、この、区のニーズ調査では、区立保育園、認可保育園、私立認可、こども園、区立こども園について、無償化になったら利用したいという方がふえているわけですけれども、これによって、認可に、やっぱり入りたいと。やっぱり認可に入ろうという需要がふえるというのは、これは予想できますか。

○新井子ども支援課長 すみません。無償化に伴いまして、無償化に伴いまして、3歳～5歳の保育——あ、ちょっとすみません。あ、すみません、ちょっと待ってください。

○大矢子ども部長 委員長、子ども部長。

○永田委員長 子ども部長。

○大矢子ども部長 これは本会議でも聞かれていましたけど、ニーズ調査で若干ふえるというのが出ておりますが、このふえる若干の量に比べて、千代田区の場合は人口増による影響のほうがはるかに大きいものがございます。したがって、この無償化によって出ているニーズ調査の影響よりも、急激にふえている人口増に対応するほうがもちろん先決でございます、したがって、人口増に対応するためにも、今後も認可保育園をふやしていくというふうに考えております。

○永田委員長 副委員長。

○牛尾副委員長 いや、その人口増によってニーズがふえるというのはわかりますけれども、要するに、無償化によって、もうニーズはふえますよねということを聞いているんですけど、この辺の認識はいかがですか。

○大矢子ども部長 ニーズ調査の結果、若干ふえるというふうには出てはいますが……

○牛尾副委員長 若干。

○大矢子ども部長 これによって、大きく増えるというふうには出ていません。つまり、今回の無償化は3歳～5歳ですので、当然、今現在、千代田区にいる3歳～5歳のお子さん、保育園あるいは幼稚園、こども園、それからほかの私立の幼稚園、区外の等々を含めまして、大半のお子さんが何らかの幼児施設等に入っております。したがって、3歳～5歳の無償化に伴って、新たに、これによる新たな需要が大幅に掘り起こされるということはないというふうに考えております。

○牛尾副委員長 まあ、でも、実際、0・1・2でも住民税非課税世帯の方は対象になるわけで、そういった世帯が新たに保育園へ入ろうという場合だって、あり得ると思うんです。それについては、まあ、あり得る。

○大矢子ども部長 0・1・2は今現在も非課税世帯は無料ですので、したがって、それに、今、国のほうが非課税世帯を無料にしましたけど、もともと千代田区のほうは無料になっていますので、それによる影響はないというふうに考えております。

○牛尾副委員長 はい。

じゃあ、次に、ちょっと、事務負担の問題について、ちょっとお伺いしたいんですけれども。

無償化にした場合、新たにどれぐらいの方が対象になるのかというか、結構な無償化に関する作業というのがあると思うんですけれども、この作業量に関してはどれぐらい作業量がたくさんふえるのか、それともそうじゃないのかという考えはいかがですかね。

○新井子ども支援課長 無償化に伴う事務負担についてでございますけれども、保育料無償化処理にかかわるシステム改修から、施設事業者の確認申請であるとか、利用者の施設利用認定の申請、これは新たな申請になってまいります。認可外、また先ほどもありましたけれども、認可外保育所に通う保護者への補助金、また認可外施設がどうであるかというようなことを考えますと、もう本当に相当量の新たな事務が生じる見込みとなっております。

○牛尾副委員長 じゃあ、これに対応するために、例えば支援課になるんですかね、の職員を大幅にふやすとか、そういった計画といたしますかね、予定はあるんですか。

○新井子ども支援課長 今回の無償化のだけということだけではないんですけども、保育園はふえ続けるということで、課としては1人増員となっております。また、派遣さんも若干ふえているというような状況です。

○永田委員長 たかざわ委員。

○たかざわ委員 認可外の保育所は指導監督基準を満たすことが必要。ただし、5年間だけは満たしていない場合でも対象としますよということなんですが、5年を終わったら、これはそのまま切ってしまうということでもよろしいですか、基準を満たさなければ。

○新井子ども支援課長 5年間のうちに満たしていただくよう、こちらのほうもできるだけ支援してまいります、それでもだめ、満たすことができないという場合には、そこで終わりということになります。

○たかざわ委員 先ほどの副委員長と課長のやりとりの中で、ハードの面で対応ができない場合はどうしても基準が満たせなくなるだろうという、そういう質問の中で、課長の答弁の中に、どうしても必要で、そこに入っている方は少ないという答弁があったかと思うんですが、それは、現状、事実なんでしょうか。

○新井子ども支援課長 今回の無償化に伴いまして、区内のそういった施設を調査いたしました。その結果、1名入っているという事実もありまして、入っていらっしゃる方もいるんだなということを確認いたしました。

○たかざわ委員 1名だけなんですかね。課長もご承知だと思いますけど、改選前に、認可外保育所は10万円ぐらいかかるんですよと。やむを得ずそこへ入っている方がいる、数多くいるので補助を出していただきたいというような陳情があったかと思うんですけども。1名だけなんですかね。

○新井子ども支援課長 区内の区民の方で、区民の方で入っていらっしゃる方で、その中の3歳から5歳ということで、聞き取り調査なんですけど、した結果でございます。

○たかざわ委員 そうしますと、陳情で出てきた多くの方は無届けの保育所ということになるんでしょうか。恐らくそうなるのかな。前回の委員会の中では、趣旨は採択しますよということで、もう無償化になりますからということで、お返ししたかと思うんですが。その辺はいかがですか。

○中根子育て推進課長 今の子ども支援課長のところをちょっと補足して申し上げますと、今、子ども支援課長が1名と申し上げましたのは、認可外に入所されている区民で、しかも3歳から5歳の方の数でございます。ですので、それ以外の区民で――区民に限らず、0から2歳の部分については、今回、各施設に電話での聞き取り調査はしておりませんので、恐らくたかざわ委員がおっしゃっている区民で0・2の方は、公立園を含めた認可園の定員自体もやはり0から2歳というのは少なくなっておりますので、区民の方で0歳から2歳のお子さんを持っている方は、そういう認可外の施設に預けていらっしゃるというのは、一定程度いるのではないかというふうに思います。

○たかざわ委員 部長の本会議質問の答弁の中にも、待機児童、待機児童と、大分そういう言葉が出てきました。区長が嫌な顔をしていましたけど。実際そういうことがあるんで、こう、どうしても入りたいのに入れない、何というんでしょうかね、この指導監督基準を

満たしていないところに入らざるを得ないという方もいるんで、もう、解決策というのはもう、どんどん保育園をつくらざるを得ないんじゃないかと思うんですけども。そういうこと、そうしないと、運よく入れた方は無償化になって、それで、入れない方は、届け出がなかったり認可外だったりすると、それこそ0・1・2の恩恵、無償化ということもだめだし、3歳から5歳のときも5年たつとなくなってしまうということになると、大変不公平ではないかと思うので、その辺の対策をどういうふうに考えていらっしゃるでしょうか。あと四つつくっても、まだ足りないんだよね。

○大矢子ども部長 今回のたかざわ委員の質問は、おっしゃるとおりでございます。この無償化は、入れた方は当然3歳から5歳が無償化になるわけですから、入れなかった方には恩恵がないという状況ですので、この無償化に合わせて、我々としては待機児童を出さずに、これからも保育園を積極的に誘致して、待機児童を出さないために保育園を誘致することが非常に重要になってくると思っていますので、それについては今後も認可保育園の誘致に努めてまいります。

○たかざわ委員 確かにそうなんです。それで、現在4園だか5園だかも予定されていますよね。これから先もどんどん誘致をしていくという考え方に変わりはないですかね。

○大矢子ども部長 現在、子ども・子育て会議で人口推計等の試算をこれから出しながらやっていきますけど、今の状態では今後さらに認可保育園を誘致していくという考えに変わりはございません。

○たかざわ委員 改選前にもいろいろ議論があったところなんですけど、今回の場合、ベビーシッターを断った方は待機児童に数えるという形になって、千代田区でも待機児童が4名出ましたということをおっしゃっておるんですけども、実際にはもっと入れない方がいるというのがあります。そんな中で待機児童をゼロにしますという目標を掲げるのであれば、今は入れない方がどれくらいいるからという形をきちっと示していかないと、特定園留保なんていうことを言わないで、実際これだけの方が希望園に入れていませんというのをはっきり申し上げたほうがいいかと思うんですけど、その辺の考え方はいかがですか。

○大矢子ども部長 これはいつも繰り返しの答弁になりますけども、まず待機児童の概念は物差しを同じにするということはいつも言っているように、うちの区で何人、中央区で何人とか、23区、全国で同じ物差しを使いませんといけないので、厚生労働省基準というのがあれば、それに基づいて出すというのは当然のことです。ただ、いつも言っているように特定園留保とかという数も出していますので、つまり、特定の園しか入らない人は何人ですよというふうに、それぞれの数はきちりと出して、ホームページ等でも公開していますので、決して隠しているわけでも何でもございませんので、全国一律の基準の物差しはしっかりと対応した上で、それ以外に特定園留保等を含めまして、しっかりと公表していきたいというふうに思っています。

○たかざわ委員 この間も新聞に出ましたよね、〇〇新聞に。東京23区で認可保育園に一番入れないのが千代田区ですということがまた出ました。それに対してのお考えはどうですか。

○大矢子ども部長 千代田区の場合、いわゆる認証保育園が割合として多く、しかも認証保育園の場合は、千代田区の場合は、当然、委員ご存じのとおり、通常で入った場合には認可保育園に入った場合の計算をして、認可保育園より2割安くする。また、単願で認証

保育園を希望した場合には5割安くするという制度がございます。したがって、千代田区の場合は認証保育園に入った場合、ほかの区の人に比べて相当保育料が安くなっているという現状がございますので、ほかの区ですと認証保育園に入っている場合は相当高い値段で入るので、積極的に認可保育園のほうに変えていったという経緯がございますが、千代田区の場合には認証保育園にかなり安い金額で入れるということがありますので、認可保育園のほうへの移行が進んでいなかったために、認可の率がそこで下がっているというだけですので、それはあくまでも認証保育園の率が高いということが原因になっていきますけど、認証があること自体は、我々千代田区はずっと認可も認証も等しく同じく扱うということで、逆に言えば認証に行ったほうが保育料を安くするというふうにしていますので、そのことが認可率を低くしているということなので、決して認可にこだわっているわけではありませんので、認可、認証を含めて、あるいは千代田区の未認可で、認証以外でもありますが、そういうところを含めて、千代田区が補助しているところに関しては、同等の基準あるいはそれ以上のことをやっておりますので、その分が認可率を下げているというふうに思っています。

○たかざわ委員 実には、認可保育園にも認証保育園にも入れない方が大勢いるというのは把握されていますよね。把握されていればいいですけど、実際はそういうところなので、そこをきちっと踏まえて、これからの計画を立てていただきたいと思います。いかがですか。

○大矢子ども部長 当然、特定園留保の数が、それなりの数が出ていることは当然把握しておりますので、最終的には全員が、最終的なところでは希望するところにどこでも入れたらというのは当然理想ではございますけれども、その理想に近づけるように努力していきたいというふうに思っています。（発言する者あり）

○永田委員長 河合委員。

○河合委員 ちょっと議論が広がっちゃったようなので、区民の方の誤解を受けるといけないけれども、この無償化等については認可保育園にやりますよと。認証保育も認可外になりますけれども、千代田区の今の現状の場合、ほとんどがこの無償化の対象ですよ。いろんな設備が整っていないとか。何か……

○たかざわ委員 指導監督基準。

○河合委員 基準を満たしていない場所というのはほとんどないと。個人的に預かっているようなところは、また統計上で出てこないのかもしれないけれども、いわゆる100%に近く無償化ができますよという判断でいいのかどうか、そこだけお答えください。

○新井子ども支援課長 今回、対象になりますのは、東京都に申請を出されている施設となっております。その中で、まだ満たせていないというようなところはあるんですけども、まずは東京都に申請を出していただいているというところでは、区のほうも全て把握できているというところですよ。

○河合委員 ですよ。だから……

○永田委員長 河合委員。

○河合委員 ほとんどの場所が申請を出すと思うんですけども、現状、今、千代田区にたくさんあるじゃないですか。認証保育所もたくさんある。それから、そうでないところもある。基準を満たしていない場所というのは、ほとんどないですよという判断で間違いな

いのかどうか、そこを知りたい。

○大矢子ども部長 今まさにおっしゃったように、千代田区には、先ほど、認証保育園がたくさんあります。認証保育園はもともと保育料の設定が、3歳から5歳の話をしていすけど、3歳から5歳の認可保育園の保育料が全部ゼロになることによって、もともとその設定が認可保育の2割引あるいは5割減というところになっておりますので、当然、認証保育所のほうも認可がゼロになることによって、イコールゼロになりますので、したがいまして千代田区の、先ほど言った認可外、一部のところを除きますと、ほとんどの認可、認証保育園の3歳から5歳児の保育料はほとんどがゼロになります。

○永田委員長 副委員長。

○牛尾副委員長 ちょっと確認したいことがあるんですけども、財源の問題で、今回の無償化の対象として国がお金を支出するというのは、民間の、基本的に民間の保育園ということで、公立園にはその分の補助というの、国からの補助というのはいりませんよね。

○新井子ども支援課長 今回出されたことは、今おっしゃられたとおり、区立園は10割負担のため、保育料を無償化しますと、全て、そちらは区の負担となります。

○牛尾副委員長 なぜ、国は、公立園については出さないというふうにしているんですかね。わかりますか。

○中根子育て推進課長 ちょっと、すみません、正確には持ち合わせていないんですけども、恐らく今回のこの部分で、自治体で面倒を見なさいよという部分については地方交付税措置にされているというふうに記憶しておりますので、地方交付税がもらえる団体は地方交付税である程度は補填される制度になると思いますけども、特別区は東京都とともに合算されて地方交付税の不交付団体になっておりますので、千代田区においては実質的な実入りはないということになると思います。

○牛尾副委員長 要するに、そういったお金がある自治体は自分たちでやる、やりなさいということだと。

あともう一つは、例えば民間の保育園については国のほうから助成が出ますよと。これは、これからずっと出続けるのかどうか。その辺はいかがですか。

○新井子ども支援課長 今年度におきましては全額というように言っておりますけれども、今後におきましては、国が2分の1、都が4分の1、区が4分の1というようになります。

○牛尾副委員長 国が2分の1というのは、今年度以降は、特定の財源、特別財源になるのか。その辺はいかがですか。

○新井子ども支援課長 そのように把握しております。

○永田委員長 この件について、ほかに質疑はよろしいでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）

西岡委員。

○西岡委員 もう、すぐ、すぐ、すぐ。すぐ。はい。すみません。すみません。

認可で申し込みができた方というのは、もちろん、例えば働いていらっしゃるお母様、お父様がいて、夜7時までで、その後、じゃあ、どうしても難しく、要ははしごして認可外のほうに、一時預かりにさせたりとか、平日ですね、また認可で月曜日から金曜日までしか預かっていないから、認可外のほうに、土曜日、日曜日は預けたりするパターンもあるんです。その場合は、保育料の無償化については一人当たりの上限、それぞれについ

てということですか。それともトータルでということでしょうか。お願いします。

○新井子ども支援課長 今のご質問なんですけど、1人。1人についてということですか。

○永田委員長 はい。もう、いいですか。

○西岡委員 1人につきということは、例えば、余りこういう方はいないかもしれないですけど、認可に入っていて、ただ上限を見ると3.7と、認可外のほうが一人頭、大きくなっている場合、月決めじゃなくて一時預かりのほうが金額がもちろん大きくなることであって、そうするとこっちが保護者のほうで選べるということにはならないんですかね。お願いします。

○中根子育て推進課長 今般の制度では、まず認可に、まず二つの施設を併用というんでしょうか、している場合に、片一方が認可外であった場合は認可外の方をもらうというのは今回の制度上はできません。認可に入っているか、認可外に入っているか、どちらかで、認可に入っている方は保育料が3歳から5歳は無料、認可外に入っている方は3歳から5歳の方は3万7,000円が給付される。どちらかの形になります。

○西岡委員 じゃあ、1人につき、とはいうものの、どちらかに月決めて入っているというのが、その条件によるということですよ。（発言する者あり）

○中根子育て推進課長 はい。西岡委員のおっしゃるとおりです。

○西岡委員 ありがとうございます。

○永田委員長 はい。

ほかによろしいでしょうか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○永田委員長 一旦休憩します。

午後0時10分休憩

午後0時11分再開

○永田委員長 では、再開します。

質問を終わりましたので、討論に入ります。

この件について、討論はいかがいたしますか。

牛尾副委員長。

○牛尾副委員長 議案第34号、千代田区保育の実施に関する条例の一部を改正する条例、議案第35号、千代田区保育施設等運営基準条例の一部を改正する条例、36号、千代田区こども園条例の一部を改正する条例、37号、千代田区幼稚園使用条例の一部を改正する条例について、反対の立場から意見表明を行います。

まず、幼児教育の無償化については、子ども・子育て支援の立場から賛成であります。しかし、今回の無償化の内容については、どうしても賛成をしかねます。それは、安倍政権が消費税の増税と、一方で幼児教育の無償化を福祉の目玉としていますが、まともな議論をせずに行ったために、さまざまな不安の点があるからであります。

まず、反対の第一の理由については、この保育料無償化を、消費税の引き上げ、これを、まず前提としています。消費税は低所得者ほど負担が重い税金であります。一方、現在、保育料については、所得に応じて段階的になっています。住民税非課税世帯は千代田区では保育料免除としており、無償化による恩恵はありません。そうした方々には消費税の増税分が重くのしかかるだけあります。

二つ目の理由が、待機児童の問題を加速させるからであります。区の子育てニーズ調査では、無償化になった場合の利用の希望者について、区立園、民間の認可園、こども園、いずれも増加をしております。今、希望する保育園に入れない児童が200人を千代田区では超えています。無償化が待機児問題の不安を広げる要因になることは明らかではないでしょうか。

三つ目の理由が、保育の質がないがしろにされるおそれがあるからであります。制度導入後の5年間は経過措置としていますが、保育士がいない施設も給付の対象とし、指導基準監督以下の施設も容認をしています。これを機に、基準を満たすように指導していくといっても、建物の構造など、基準を満たすことができない施設も残されるのではないのでしょうか。そうした施設の利用者も補助の対象にするということは、保育の質を保つことができない施設に行政がお墨つきを与えるということになるのではないのでしょうか。

四つ目に、地方自治体に財政的にも事務的にも多大な負担をかけることになるからであります。公立保育園には国からの、千代田区では国からの補助が出ません。財政的には大変大きな負担があると思います。また、今でさえ保育にかかわる区の職員の仕事は過重です。無償化によって、さらなる業務の負担、これがふえるのではないのでしょうか。

認可保育所に子どもが入れない待機児童問題は、ことしも深刻であります。無償化によって希望者の増加が想定される中、やはり安心・安全な認可保育所の増設、これを急ぐべきであります。また、保育士が安心して働けるための処遇改善も待ったなしだと思います。幼児教育、保育の無償化は、子どもが豊かな保育、幼児教育を受けられる体制を整えることと一体で、財源も消費税ではなく国が責任を持って出す、こういうことで進めるべきではないのでしょうか。

以上の理由から、議案第34号、35号、36号、37号について、反対いたします。
○永田委員長 ほかに討論はよろしいですか。

たかざわ委員。

○たかざわ委員 議案34号から37号、各条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論いたします。

本議案は本年10月から実施される幼児教育、保育の無償化を実施するために必要な条例改正を行うものです。

幼児教育、保育無償化の最大の目的は、少子化対策の観点から子育てにかかる保護者の経済的負担を軽減することです。内閣府の資料によれば、出産から大学卒業まで、22年間で必要とする教育費と養育費の合計額は、全て国公立学校に進学する場合は約2,500万円、全て私立に進学する場合は約4,000万円となっています。これは1人に要する費用です。子どもの数がふえれば、負担額は当然比例します。このような状況を変えるために、保護者の所得にかかわらず3歳から5歳の全ての子どもたちの幼稚園、保育園等の保育料が無償化される本制度は大変意義があるものだと思っております。

千代田区においては、さらに区独自の施策として保育園の食材料費まで踏み込んで無償化するという説明があり、これも大変評価するものであります。この無償化によって、先ほどの答弁の中で、保育園、幼稚園、3歳から5歳がどれくらいふえるのかという質問に対し、微増であるという答弁もありました。

以上の理由から、私は議案第34号から37号、各条例の一部を改正する条例について、

賛成いたします。

○永田委員長 はい。

ほかに討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○永田委員長 はい。討論を終了します。

これより採決に入ります。

採決は議案34号から37号、4議案を個別に行ってまいります。

ただいまの出席者は全員です。

議案第34号、千代田区保育の実施に関する条例の一部を改正する条例に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○永田委員長 河合委員、たかざわ委員、池田委員、西岡委員、秋谷委員、小野委員。賛成多数です。よって、議案第34号は可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、採決を続けます。

ただいまの出席者は全員です。

議案第35号、千代田区保育施設等運営基準条例の一部を改正する条例に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○永田委員長 河合委員、たかざわ委員、池田委員、西岡委員、秋谷委員、小野委員。賛成多数です。よって、議案第35号は可決すべきものと決定いたします。

続いて、議案第36号、千代田区立こども園条例の一部を改正する条例に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○永田委員長 河合委員、たかざわ委員、池田委員、西岡委員、秋谷委員、小野委員。賛成多数です。よって、議案第36号は可決すべきものと決定いたします。

続きまして、議案第37号、千代田区立幼稚園使用条例の一部を改正する条例に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○永田委員長 河合委員、たかざわ委員、池田委員、西岡委員、秋谷委員、小野委員。賛成多数です。よって、議案第37号は可決すべきものと決定いたしました。

以上で議案審査を終わります。

では、一旦休憩します。

午後0時19分休憩

午後1時30分再開

○永田委員長 それでは、休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

日程2、報告事項に入ります。

子ども部の（1）お茶の水小学校・幼稚園の施設整備について、理事者からの説明を求めます。

○小池子ども施設課長 お茶の水小学校・幼稚園の施設整備に関しまして、教育委員会資料3を用いましてご説明申し上げます。

協議会ニュースという形になってございます。第13回の会議があったということで、その協議会ニュースをもとに、現在の進捗状況をご報告申し上げます。

協議会に関しましては、学校関係者、PTAの方々であったり、同窓会の方々であったりといった方々の代表の方々、それから地域の方々で構成されます協議会をやってございます。13回という形でやっているという現状です。現在は実施設計をやっている最中でございますが、実施設計の完了は8月ということで、現在詰めてございます。

中間の報告でございますが、この際の内容に関しましてということになります。学校や幼稚園等の関係者の声を聞いて、基本設計といいますが、そういったことに関して聞きながら、実施設計の修正をやっていっているということがございます。

ご意見として主なもので変更になったものは、5階に家庭科室、和室がございまして、その位置の変更であったりといったようなことをやっているというようなことをご報告申し上げます。

で、校庭の舗装に関する議論もございました。ということがございました。

それから、普通教室の間仕切りに関するご意見がございました。オープンとして使用ができる仕様というのでご提案申し上げておりますが、その件に関しまして、メリット、デメリットを挙げまして、ご報告申し上げます。こちらに関しましては、別紙でくっついているのが、メリット、デメリットの表でございます。後でご説明申し上げます。

多くの議論がございました。で、それに関しましては、多くの委員の方からご心配の声があったということの反面、そういったことで多様な学習形態ができるねというようなことで、いいというご意見もあったというのが現実でございました。それから、体育館に関しましては、和式トイレに関するご意見がございました。

そして、建築計画に関する近隣へのご説明でございますが、千代田区の建築計画の早期周知に関する条例に基づきまして、5月17日に説明会を実施しております。出席人員は33名ということになってございます。

今後でございますが、来月24日に、東京都の中高層建築物の建築紛争の予防の調整に関する条例に基づく近隣のご説明ということをやってまいりたいというふうに考えております。

次のページでございます。「オープン教室のメリット・デメリット」ということで、一応こちらのほうに入れてございます。

メリットに関しましては、多様な学習形態、学習集団の弾力的な編成に有効であるというようなこと。それから、人間関係の形成が期待できるというようなこと。それから、巡回指導がやりやすいというような内容。開放感があり、明るい教室環境になるというメリットがあるといった反面、デメリットもございましてというご説明を申し上げます。

こちらに関しましては、集中力が続かないというような心配もある。それから、教員の高い授業力が求められるといったようなこと。掲示物を張るスペースが少なくなるといったようなこと。こういったことがデメリットとしてございまして、というご説明を申し上げます。

こういったことで、現在の進捗状況はこういったことで、現在も協議会のほうで議論をやっている最中ございまして、実施設計をやっていく中で聞いてまいりたいということでございます。

説明は以上でございます。

○永田委員長 説明が終わりましたので、この件について質疑を受けます。

○河合委員 一つ確認をさせていただきたいんですけども、協議会を13回も開催して、本当に委員の方にはご苦労だと思っております。

オープン教室の仕様なんですけども、オープンでも、何だ、オープン、閉鎖的なものでも、両方使えるという仕様を考えているということで、麴町中学でしたっけ、小学校だったか、中学かな、中学だ、スライド式の、（発言する者あり）あ、小学校でしたっけ。スライド式の壁とか、あれを想像。（発言する者あり）あれと同じようなものということで理解して、よろしいでしょうか。

○小池子ども施設課長 こちらで今計画中のもののご説明を申し上げますと、麴町小学校の稼働間仕切りのなものではございません。

○河合委員 ない。

○小池子ども施設課長 現在の九段小学校の形で、6枚扉ということで考えております。でございますので、先生方の教え方によって、閉じることも可能でございますし、開けることも可能ですということで考えてございます。

○河合委員 非常に教室の使い勝手としてはいい方法かと思うんですけども、6枚のスライド式の壁をつくるということで、この検討会の中では結構反対とかが多いんでしょうか。要するに両方使えるわけですよ、オープンでも閉鎖的な空間にもできるという仕様ですから、メリット、デメリットというよりも、何というかな、両方に対応できますよという非常にフレキシブルなつくりになっているかなと思うんですけども、協議会のほうではそこもいろいろ議論になっているんでしょうか。

○小池子ども施設課長 ご議論があるところでございます。一応こちらのほうでは、そういった両方に使えるということ、いい点、悪い点がありますということをご説明申し上げて、そのときのやり方によって使い分けができるということで、両方に対応が可能なんですということを申し上げていて、唯一、デメリットのところでも申し上げましたが、掲示物を張る場所が減る。壁であれば掲示物が張れますので、それに関しては掲示板の仕様になっているということで考えてございますので、掲示物を張ることも可能ですということでやっております、基本的にはそういったご説明を申し上げます。

ですが、オープンといいますか、そういったことに関して、集中できないとか、そういった懸念の声というのがどうしても、まあ、昔の、といいますか、そういった形のもののというのが、教えるというんですか、教員の側から教えて聞くというような体制の授業形態ということを考えることも、どうしてもあるのかなというふうに考えておまして、そういったグループ学習であるとか、自分で何かやっていくとか調べていくとかというようなことをやる場合には、そういったことも対応が可能なのでございます。反対といいますか、昔のやり方じゃないですけども、そういった形のもののほうもいいねというような声があるというのが現実で、両方あるというのが現実でございます。

○河合委員 いろんな考えの方がいらっしゃるの当然かと思うんですけども、こういう、教室のいわゆるつくりに関しましては、現状もオープンがいいとか、いや、壁があって仕切ったほうがいいのか、さまざまな意見が教育委員会の中でもあるということも承知をしております。ただ、今後の方向性として、閉鎖的につくっちゃうと、いざオープンが子ども

の教育にとってはよりいいんだというような風潮になった場合に、これをまたオープンにするというのは非常に大変な費用がかかりますし、工事も大変だということでありますから、その辺も含めて、ちょっと根気よく、地域の協議会の方には両方使えるんだという、一番大きなメリットを説明しながらやっていただいたほうが、私は将来的に、現状ではなくて、将来いろんな問題があったときに両方対応できるということで、いいのかなと思うんですけども、その辺はぜひよろしく願いしたいと。施設部のほうでどういうふうにお考えなのかわからないんですけども、委員としてはそういうほうがいいかなと思いますので、その辺はいかがでしょうかね。

○小池子ども施設課長 ご意見をありがとうございます。そういったいい点、悪い点があるということをお示ししながら、時間軸で、今後のそういった学習形態といいますか、授業形態といったことの工夫ということも考えて、どちらにでも対応できるものということで、こちらのほうのご提案のご説明をこれからもやってまいりたいというふうに考えておりますし、また、懸念といいますかご心配な点があれば、その辺を丁寧にご説明しながら、提案のほうをご説明してまいりたいと思います。

○河合委員 最後に。ありがとうございます。ぜひ、その辺を含めて、根気強く交渉をしていただきたいなと思うんですけども。

既存の、今、小学校で、オープン教室の場所がありますよね。そうすると、学校開放でも行ったりすると、いろんな、PTAのお母さんとか先生方からも、いや、ここはオープンではないほうがいいのか、やっぱりオープンがいいとか、さまざまな意見があるわけですよね。そうすると、既存の今のオープン教室の場合に、今度はさっきの6枚の壁みたいなスライド式のものに、いわゆる追加で、今のオープン教室を変えていくようなことというのはできるのでしょうか。その辺のお考えはあるかどうか。

○小池子ども施設課長 ご質問の件は、麴町小学校と富士見小学校のことかなと思います。この二つの小学校に関しましては、全くオープンといいますか、仕切りがないというのが現実でございます。で、移動式の家具、ロッカーですね、そういったもので一応は廊下との仕切りというようなことでやっているというのが、そういった工夫というコンセプトということになっている学校です。

で、そこに関しましてということなんですが、今後やっていくということというふうに簡単にはちょっと申し上げられなくて、麴町小に関しましては構造的な問題でということにはなるんですけども、検討はしなければいけないのかもしれないんですけども、今現在はカーテンを仕切りみたいな形で仕切るというような工夫を、今、麴町小に関してはやっているというのが現実です。全くのオープンという形だったのが現実だったので、そういったことを、学校の声聞きながらやっていきたいと思っておりますし、いい点、悪い点があるということ踏まえて、学校の現場の声を聞いて、もしその辺で必要であれば、あと技術的に可能であれば、やっていきたいというふうに考えております。

○永田委員長 あれ、九段小で間仕切りを外して、オープン教室として使った実績というのはあるのでしょうか。

施設課長。

○小池子ども施設課長 実績というのはもちろんあるんですけども、きのうとか、ちょっと授業見学といいますか、学校の中を見たこともあるんですけども、全く閉じている部屋

というのは3・4・5階がありますけども、全く閉じている部屋というのは数カ所だったような認識がございます。開いている、どこかが開いているというところがほとんどだったという感じです。全く全部開いているというところに関しても、3教室、4教室あったかなというふうに思います。

○永田委員長 たかざわ委員。

○たかざわ委員 まず、このお茶の水小学校・幼稚園施設整備検討協議会の位置づけというのを教えていただけますか。

○小池子ども施設課長 学校に関しましては、小学校、幼稚園に関しましては、地域の学校であるのと同時に、一緒に考えていこうという形でできているものがございますので、ご意見を聞きながら、整備方針の策定もやりました。ちょっと案なんですけども、案の策定をやっていただいて、区のほうで決めました。そして、その後、案に基づいて基本設計の事業者を募集しまして、基本設計をやっていくと。基本設計に関しましては、協議会と一緒にやりながらやっていったという形でございますので、一緒につくっていく、ご意見を、地域の学校として一緒に検討していく会だというふうに思っております。

○たかざわ委員 そうしますと、協議会で話し合われたことが大体それが反映されていくという認識でよろしいですか。

○小池子ども施設課長 意見を聞いてやっていくということでございますので、基本的にはそういうことにはなりますが、最終的な決定は区です。

○たかざわ委員 まず1点目で、このオープン教室として、メリットとデメリットをご説明いただいたということ。そのとき私も傍聴していましたが、ここでさまざまな意見が出ましたということですが、グループ学習など多様な学習形態に対応できると言ったのは、校長先生お一人でした。ほかの方からそういう意見は出ておりません。ある1名の委員の方は、我々にはよくわからないよ、学校に任せればいいんじゃないかという方が1名おりました。

それと、開けて使うのか、閉めて使うのかという質問に対して、校長先生が、ほとんど閉めておりますと言ったら、じゃあオープンにする必要はないねと言った方がお一人。

それと、保護者の方。保護者の方で、このメリット、デメリットを説明されたときに、これはデメリットで済まされる問題ではありませんよという話がありました。

その辺が全然出ていない、まず、ここに。私——副委員長も多分そのときに傍聴されていたと思うんですが、ほとんどの方が反対していましたよ。

それともう一つ、ここに現在計画している人工芝の使い勝手と。計画しているんですか。私の聞くとところによると、協議会の委員長、副委員長、多くの方々はオープン教室もだめ、人工芝もだめという話をされていましたが、違いますか。

○小池子ども施設課長 まず1点目のオープン教室のメリット、デメリットに関してのご意見の集約でございますが、ご指摘のとおりでございます。そういったことは十分私ももわかっておりますが、いいという声もあったという現実は間違いなくあったということで、一応ここに関しては協議会ニュースで、校長先生も委員の方でございますので、間違いございません。それはだから、委員の方としては間違いございません。

それから、協議会ニュースが、まあ、間違っているじゃないですけど、こちらに書いていないということがあられるんじゃないかというご指摘がございました。それに関しましては、

協議会の議事要旨というものに関してはホームページ上に載せてございますので、全意見が入っているということでございます。だから、ここに入っているものが全部こちらへニュースとして載っているわけではないというのが現実です。て、このニュースに関しては、発行前に、委員長とか、それから会の方々に見てもらっておりますので、これに関してはご了解をもらっているものだというふうに考えております。

それから、人工芝に関しての計画というふうに載っかっているよということですが、これに関しては、計画という表現がどうかということもあるんですけども、人工芝でご提案を申し上げているということは事実です。協議会で一緒に聞いていただいたと思いますので、人工芝でご提案申し上げていますということで申し上げました。それに関してのご意見があったということは存じ上げておまして、いい点、悪い点、これに関しても、いい点、悪い点があるねということの認識は持っております。これに関しては、ここには簡単に載せてございますけども、議事録のほうでは、そのいい点、悪い点が載っているということを踏まえまして、その辺でまた、きょうまたご意見を聞いていますので、これもまた、実施設計のほうに反映できれば、反映していきたいというふうに考えております。

○たかざわ委員 保護者の方が、このデメリットというところで、これはデメリットで済まされる問題じゃないという言い方をされていますよね。それは聞きましたよね。それに対して、お答えはなかったですよね。これ、保護者にしては、デメリットじゃ済まないんですよ。（発言する者あり）不審者で、（発言する者あり）ここに出ている、ここに。不審者が校内侵入時にドアにより防ぐことができないとか、あと、隣の教室で子どもが落ちつかないとか、これ、ほんと、デメリットじゃ済まされないんですよ。

それともう一つ、さまざまな意見があるって、委員さんで、このグループ学習など、多様な形態ができると言ったのは1人なんですよ、校長先生お一人。委員さんだと思うんですけども。

それともう一つ、協議会の会長さん、副会長さん、それと多くの皆様の中で、オープン教室はだめだという声は聞いていますよね。それと、オープン教室と人工芝はしないということで、協議会からは聞いております。誰がしたいんですか、オープン教室、人工芝に。協議会の方が、こうやってほとんどの方がやめてくださいと言っているのをやるんですか、そのまま。これを聞いているのは私だけじゃないですから、副委員長も傍聴していますので、それは承知していると思いますよ。

○永田委員長 1回休憩します。

午後1時52分休憩

午後2時21分再開

○永田委員長 では、再開します。

教育担当部長。

○村木教育担当部長 ただいまのお茶の水小学校の整備につきまして、特に、教室の形態、これにつきましてはさまざまなご意見を伺いました。私どもとしましては現在の教育の内容、それから、これからの子どもたちがどういう形で学んでいくか、そういうことを考えまして、最適なものとして現在の提案をしているところでございます。その辺のところを協議会の皆様にもご理解いただけるように、また改めてご説明した上で、この委員会でもご報告させていただきたいと思っております。

○永田委員長 はい。お願いします。

ほかに、この件について質疑を受けます。

○池田委員 今のたかざわ委員の件も含めまして、非常に保護者も含めた地元の方に十分な説明をしていただいて、全員が全員、納得する形にはならないかもしれませんが、いろんな意味では努めていただきたいと思います。

というのも、やはり九段小学校ができたのも、ずっと前から、何年も前から地元の同窓会の方を中心に積み上げて、今の現状の校舎ができています。教室の件もそうですし、校庭の面もそうですから、その、いい、悪いというところは十分把握している一応行政ですから、しっかりと受けとめながら、今回のお茶小にはさらに力を入れていただきたいと思います。

私は校舎のほうではないんですけれども、少し逆に保護者の方から心配をされている点があるのが通学路についてなんですけれども、そのあたり、九段小の後、仮校舎として旧九段中学が指定されていますけれども、今回のお茶の水小学校についてはかなりの、何と云うんでしょうね、学区域が広がっているというところで、今のところまだ発着所というのが一つだというふうに伺いましたけれども、もう一度確認の意味でご説明いただけたらと思います。

○櫻片学務課長 バスの発着についてですけれども、前の期の当委員会でご説明してご意見を受けましたけれども、原則的には、警察との協議の中で、校舎間の送迎をします。ですから、現校舎と仮校舎の間の送迎を行うという形での調整をしております。保護者へもそういう説明をしております。ただ、西神田の児童館に通う子どもさんがいるということで、その間のバスの送迎をしてくれないかというご要望はありましたけれども、なかなか中型バスをそこへ入れるということが、やっぱり警察の判断としては、長期間そこに停車は難しいということですので、私どもとしては、その間に安全整理員を配置して、仮校舎のほうから児童館のほうへの途中の危険箇所には人を配置するという対応をするというご説明をしております。

○村木教育担当部長 お茶の水小学校につきましては、これから夏休みに仮校舎に移転する予定でございますが、移転後の通学、これにつきましては我々のほうでも先般、通学路に関して、子どもたちの通学時の事件とかもございましたので、安全については十分に配慮していくように考えてございます。

その中で、バスについては、先ほど担当課長から申し上げましたが、基本的には現校舎から新校舎の間ということになります。我々としても、今回、通学路が長くなることから、ほかの場所にできないかとか、いろいろ検討させていただきました。ただ、なかなか、先般は登戸のほうでの事件がございましたが、子どもたちが安全に乗りおりできる場所という、なかなか探すのが難しいというところもございました。

その結果、当面のところというか、当初は九段小学校の仮校舎の際と同じように、旧校舎間と仮校舎間の運行ということでやらせていただきたいと思います。運用していく中でまたいろいろ問題点等が出てきましたら、その点についてはまたご指摘いただければと思いますし、我々のほうでも常にそういったことを把握しながら改善に努めていきたいというふうに考えていますので、ご理解いただきたいと思います。

○池田委員 随時そういう声が上がってきましたら、受けとめていただきたいと思います。

本当に学区域が広いものですから、一つの発着所だけでいくと、通学定期代を負担するから電車で行ってくれというような、そういうようにも受けとめられていますので、しっかりと各拠点がもしあれば、そこでしっかりと乗せる。そうでなければ、逆に言えば、そこに行かないと乗れないということであれば、では、それには乗りません、歩いていきます、電車を使いますということであれば、初めに用意していたバスの台数が余ってしまう可能性もあるのではないかなという心配ももちろんありますし、実際に西神田のところの学童におりる場合も含めてなんですけども、想定している人数が、やはり何人も何十人もいらっしゃる、いるということなので、学校と学校の間というのわかるんですけども、そこを、先ほど部長も言いましたけど、そういういろんな事件がこれからもあるかないかという心配もありますから、できればそういう輸送的なところは十分配慮して、できれば、実際にシルバーさんだとか、どのような配置をするかというのも、実際に保護者の方の協力を得なきゃいけないのかもしれないし、その辺も十分考慮して最善な選択をしていただきたいんですけども。もう一度よろしく願いいたします。

○櫻片学務課長 現在、保護者説明会を行っておりまして、さまざまなご意見を伺っておりますので、そうした声を聞きながら、特に安全のことを重点に入れまして、登戸の件ではやっぱり歩道上に並んでいたということがありますので、錦華公園という広場に子どもが集合するということで重要視しておりますので、そういったさまざまな安全性のことを考えながら今後も可能なものとしては検討していく形でやっていきますので、よろしく願いいたします。

○永田委員長 この件についてはよろしいでしょうか。

○村木教育担当部長 委員長、補足を……

○永田委員長 はい。教育担当部長。

○村木教育担当部長 すみません。ちょっと補足させていただきます。

今、担当の課長からお話がありましたとおりでございますが、今般の定例会の中でご質問が幾つかありまして、区長のほうからもご答弁させていただきましたが、子どもの安全対策については我々としても十分考えていくつもりでありますので、ぜひご理解のほうをよろしく願いいたします。

○永田委員長 池田委員。

○池田委員 ぜひ、本当によろしく願いいたします。

先ほどの協議会の次の日程も含めてなんですけれども、本当に、夏休みに入ってしまうと、保護者の方もどういうふうに、今度は、職員、役所の方と話ができるのかという不安もありますし、その間の、もう、すぐ2学期が始まって、新しい校舎に今度は通わなくてはいけないということもありますから、通学路についても十分考えていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○永田委員長 はい。じゃあ、これは要望でいいんですね。はい。じゃあ、質疑は大丈夫です。要望で、よろしく願います。

この件について、ほかに質疑はよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○永田委員長 はい。じゃあ、この子ども部所管の報告事項を終わります。

続きまして、地域振興部の（１）第3次子ども読書活動推進計画（案）について、理事

者からの説明を求めます。

○永見文化振興課長 それでは、地域振興部資料2-1を用いまして、第3次千代田区子ども読書活動推進計画（案）の策定についてご説明申し上げます。

1の策定の経緯及び目的でございますが、子どもの読書活動の推進に関する法律に基づき、区ではこれまで1次、2次と計画を策定し、読書活動の推進を図ってまいりました。

この度、第2次の計画期間が終了したことから、これまでの成果と課題を踏まえ、子どもの主体的な読書習慣を形成していくため、第3次の計画を策定するものであります。

計画の期間は令和元年度から5年間です。

次に、3、計画の内容でございます。お手元に資料2-2の計画案の本編と、2-3の計画案の概要をあわせてお配りしております。資料2-2の計画案本編のほうをごらんください。

本編の3ページ、第2次の成果と課題でございますが、成果は子どもたちの読書活動支援の充実や子どもの読書調査の実施などが挙げられます。

本編の4ページに子どもの読書調査の結果の抜粋を掲載させていただいております。調査では、読書の好き嫌いや、1カ月に読んだ本の冊数などを聞いております。小学生も中学生も、読書が好きな割合で大きな変化はございませんが、小学生の不読率は減少傾向にあります。

次に、4ページの課題でございますが、第2次から第3次への課題として三つ、挙がっています。

第2次の課題にも挙がっていましたが、さらに取り組みが必要なこととして、特別な支援を必要とする子どもの読書活動の推進や、子どもの読書習慣形成には大人の影響が大きいことから、子どもを取り巻く大人への支援であったり、ボランティア活動の支援が課題として挙げられます。

次に、これらの課題を踏まえて、5ページにあります第3次の目標は三つ、読書の楽しさ、素晴らしさにふれる、読書の大切さを知る、読書環境をみんなで支えるとなっております。

さらに具体的な取り組みは、子どもの成長過程に応じた取り組みや読書環境の整備充実などでまとめてございます。7ページ以降に具体的な内容を掲載しておりますが、2次までのこれまでの活動を継続して取り組んでいくことが重要であるとともに、拡充の取り組みや継続の取り組みをそれぞれ記しております。

資料2-1にお戻りください。

4、その他の項目でございますが、本計画の策定に当たっては、子ども読書活動推進連絡会や教育委員会において協議を行い、このたび素案としてまとめました。現在、パブリックコメントを実施しており、また今後、ご意見を反映して検討いたしまして、7月には第3次計画として策定してまいりたいと考えております。

ご説明は以上でございます。

○永田委員長 この件について、質疑を受けます。

○牛尾副委員長 質問といえますか、ぜひ充実させていただきたいという点からの意見ですけれども、まず一つ、これを私は読ませていただきましたけれども、やっぱり学校で子どもさんが本に触れる機会をふやしていくという点でも、今は各学校、例えばうちの子ど

もが通っている学校では、月に2回程度かな、保護者の人が授業前に小学生の子どもたちに自分が選んだ本を読み聞かせる、ぼけっとさんと言っているんですけど、そうした保護者が読み聞かせることをやっているわけですね。これが、英語の授業が始まったものだから、特に高学年では読み聞かせがなくなっちゃったということで残念に思っている保護者もいらっちゃって、今は低学年だけしか行われていないということなんです。

そうした保護者自身が読み聞かせることによって、保護者自身も本の大事さというのを知ることができるし、子どもたちにとっても、先生じゃなくて、司書さんじゃなくて、やっぱり子どもたちのお母さん、お父さんが本を読み聞かせるという点では、本に触れる、本の大事さを知る上でもいい機会じゃないかなと思って、やっぱりそうした学校独自の、保護者独自の取り組みの支援というのも、ちょっとここに反映させてもらえたらどうかなというのが一つ。

もう一つが、やっぱり私も、というか、当区議団でもいろいろアンケートを行っていますが、やっぱり、図書館の本が少ないという声を結構聞いていて、恐らく、何というか、本の数というよりは、いろんな種類の本を読みたいというような意見も来ていて、やっぱり子どもたちにとっての本も、もっと、より充実させるという視点も、本の読書を進める上でも大事な視点かなと思って、そういったものをぜひ反映させていただければなと思うんですけども、ご検討をお願いします。

○永田委員長 答弁できますか。

指導課長。（発言する者あり）

○佐藤指導課長 ご意見、ご情報、ありがとうございます。平成13年に子どもの読書活動の推進に関する法律ができてから、平成30年4月に第4次子ども読書活動の推進に関する基本的な計画が文科省のほうから出されて、その中でも、友達同士で本を勧め合うなど、読書に関する興味関心を高めることが必要だというふうなことが出ております。また、それを受けて、今回の読書活動推進計画、指導課のほうもかかわらせていただいて、つくっているところでございます。

学校が朝の読み聞かせの時間を、読み聞かせの時間が朝の時間にあることが非常に効果的であったことは間違いないんですが、委員ご指摘のとおり、かなり今度の学習指導要領が、英語1こまふえたために、かなりオーバーロードしているような状況ですので、各校が工夫を重ねているところでございますが、読書活動が基本、大事であるということにおいては、新しい学習指導要領でもうたっているところですので、ご意見を伺いながら、各学校が努力していくということであるかというふうに今のところ認識しています。

○永見文化振興課長 副委員長、ご意見ありがとうございます。

子どもの心の豊かな成長には読書がとても大切ということは認識しておりまして、例えばこの本編では、25ページをごらんください、区立図書館の充実というところで、図書資料の充実というところも上げられております。また、それから大人への支援ということで、例えば29ページでございますが、子どもの読書活動にかかわる人材の育成と活動支援というようなことも上げてございますので、ご意見をいただきましたところも反映させながら、この計画を策定してまいりたいと思います。

○永田委員長 いいですか。

池田委員。

○池田委員 すみません。私はこれ、第3次と書いてありましたから、こんなに、これまでこういうことをやっていたというところが勉強不足で、大変失礼いたしました。

1点、先ほど指導課長のほうからありましたけれども、今般、英語教育が少しずつふえてきているということで、ぜひ、学校図書館も含めた公共の図書館にも、英語の教本といえますか、普通の英語の読本ですと、短編、長編、いろいろあったりして、すぐ読み飽きてしまうというものがあるかもしれませんけれども、前に私が紹介したんですけれども、多読書というのがあります、本当に短いページだけで、しかもそんなにコストがかからない、場所もとらないものですから、好きな子は何冊も何冊も繰り返し同じようなことを読むことによって英語を好きになるというところもあります、ぜひ、各学校も——無理であれば、まず図書館からというところもあるんですけれども、そのあたりのお考えがあれば、いただきたいんですけども、ご意見としては、いかがでしょうか。

○佐藤指導課長 ご意見ありがとうございます。まさにご意見いただいたとおりだと思っております。いろんな本においても英語に触れていく、読書の中で触れていくということが、あわせて、日本語の教育と外国語の教育が充実していくものであるというふうに考えております。

今ご意見をいただきましたが、学校のほうには、千代田区のほうは、幸いにも週3日でしたっけ、司書業務の方を文化振興課のほうから派遣していただいております。そういったところと、ただいまいただいた情報を得ながら、司書の方が学校にそういったコーナーを時々、季節ごとに設けていただける、そういったところが非常に効果的だなということが私も学校を訪問しながら感じていて、ありがたいところでございます。これはちょっと他区では週3日も来れるところというのはなかなかないところもあるものですから、そういったところからも連携を図っていき、充実を図ればなというふうに考えます。

○永田委員長 西岡委員。

○西岡委員 ありがとうございます。

この冊子の4ページのアンケートの中身なんですけれども、これにつきまして、今、とても電子書籍等でお子様も読まれると思いますが、それも含まれた数字ですと、もう少し上がるというような認識でよろしいですか。

もう一つが、今、池田委員もおっしゃっていたとおりで、英語のみならず、多言語、フランス語、中国語という形で、例えば、よく保護者の方からいただく意見で、児童館での読み聞かせの常設として、そういうこともしてほしいと。学校だけではなくて、児童館でのそういう多言語での読み聞かせもしてほしいということをいただいておりますので、ご検討いかがかと思いますが、よろしくお願ひします、お答え。（発言する者あり）うん、そうなんです。そうそう、日本語だけなんです。

○永見文化振興課長 この子ども読書調査で、電子書籍の読んでいる割合というところで、こちらのほうは電子書籍のほうも含まれているのと、あと、個別に電子書籍を読んでいるかというようなことも聞いております。

それから、児童館での読み聞かせですが、児童館には、今、月に2回、学校支援担当司書のほうが訪問しております。その中で、また、その児童館の先生方とも連携して、イベント等も考えていきたいと思っております。

○西岡委員 はい。ありがとうございます。まず1点目の、その電子書籍も含まれた数字

ということで理解できました。

それと、児童館での、今、学校での話ですけれども、やはり乳幼児とかの方を持つ保護者の方からは、まだまだイベントが少ないというお声をいただいているんですね、児童館での。保育所に入れていないお母さんたちは毎日児童館に行っても、毎日イベントをやっているわけではないので、少し頻度を上げて、いろんな形で読み聞かせをやってほしいというようなお声を聞いているので、少し前向きなご検討をいただけたら。月2回だと、ちょっと少ないのかなというイメージを持つんですが、ご検討をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。まあ、検討か——検討していただくだけでもいいので。

○櫻片学務課長 すみません、学務課長です。

実は、文化振興課のほうで、図書館のほうでアンケートをとっておりまして、各小学校、幼稚園、児童館で、今の回数はどうだということで、アンケートをとりまして、現場としては今の回数で十分ということはあるんですけども、まず現場の声を聞きながら、文化振興課と連携をとろうと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○西岡委員 ありがとうございます。多言語での読み聞かせというのは、今後は検討は可能ですか。今の読み聞かせは、多分日本語だけなんですけれども、多言語化での、要はそれを含めてのというのはどうですか。英語、フランス語、中国語と、まあ何でもいいんですけど。（発言する者あり）でも、そういう方、いますよ。（「そう」と呼ぶ者あり）そうそう。うん。（発言する者あり）

○永田委員長 どうですか、多言語について答弁。

文化・スポーツ担当部長。

○小川文化・スポーツ担当部長 ご指摘ありがとうございます。その、今おっしゃった多言語対応等の支援につきましては、この本編のページの課題の（1）のところでございます。これ、特別な支援を要する子どもたちの読書活動の推進ということでございますが、これは障害を持った子どもたちだけではなくて、多言語対応、要は母国語が外国語の方のお子さんを含めた支援ということが課題だというふうに認識してございますので、これ、前回まで反省ということで、委員のご指摘のとおりというふうに受けとめてございます。したがって、この課題を受けとめまして、今後の施策については展開してまいりたい。さまざまな工夫をしながら、多言語の対応もしていきたいと、このように考えてございます。

○永田委員長 もう、いいですか。

この件について、ほかによろしいでしょうか。

○河合委員 13ページのちよだジュニア文学賞とか、後のページの文学賞。いつもすすらん通りで表彰式を行っていて、私も毎回出席をさせていただきますけども、いまいち盛り上がりが見えないと。盛り上がっているんでしょうけども、あの地域でやるには、もうちょっと盛り上がったほうがいいかなというふうには感じています。

それで、文学ですから、要するに、小説を書いたりとかいろいろなものを書いて発表するんですけども、やっぱり日本の文化で、もう一つアニメが今、非常にクールジャパンの中では認められている部分だと思うんですね。そうすると、この施策が、文学を書くと同時に、その文学をアニメに変えるとか、もうちょっと新しい、アニメを導入した文学賞というのかな、もしくは歴史のものを、歴史文学を読んで、それをアニメに変えるとか、何

か新しい方法がないと、より多くの方が参加をして盛り上がっていくには、何かもう一つ新しい方法を考えたほうがいいかなと思うんですけども、その辺のお考えはどうでしょう。真面目に文学もいいんだけどさ、もうちょっと新しい視点もあったほうがいいんじゃないかな。

まあ、今すぐお答えをと言っても無理でしょうから、ちょっと検討してさ、方向性も含めて、この文学賞のあり方そのものを再構築していただければなと思いますけども、いかがでしょうか。

○小川文化・スポーツ担当部長 ただいまご指摘いただきましたように、子どもをめぐる読み物に関する環境も、これは時代とともにかなり変遷をしてくれているということでございます。このジュニア文学賞のやはり目的といいますのが、子どもの活字離れが深刻化しているということを受けて、活字に触れ合うきっかけづくりといったことを目的にしているところでございます。当然、アニメといっても、結局活字を追うということにもつながる側面もあろうかと思えますけれども、これまでの経緯もございますので、当然そういった新しいことにつきましても、十分研究して、どのような形で取り入れていけるのか、この事業そのものに取り入れるのか、また別の形になるのか、いろんなやり方はあろうかと思えますので、ご指摘を受けとめさせていただきまして、研究をさせていただきたいと思っております。

○永田委員長 はい。

そのほか、よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○永田委員長 はい。じゃあ、この件について質疑を終わります。

以上で報告事項を終了します。

次に、日程3、その他について、執行機関から何かございますか。

○恩田子ども総務課長 口頭でございますけれども、くだんしたこどもひろばの夏の対応についてご報告をさせていただきます。

子どもの遊び場事業は、昨年度から夏に関しては暑さ指数に準拠した形で事業を中止するというふうな形で進めております。暑さ指数31度Cという、以上ということで、気温で参考にさせていただきますと、35度以上の暑い時期が、その気温が想定されますと、環境省のほうから朝5時に、運動は原則中止というふうな情報が保健所のほうに入ります。それを受けて、安全・安心メールで配信されますので、その時点で遊び場事業そのものは中止という形なんです。

それで、同じように、遊び場事業と同じような形で、今、くだんしたこどもひろばは、プレーリーダータイムということで、大学生が来て、一緒に遊んでくれているという時間をとっていますけど、同じように、遊び場事業を中止とすると同じように、プレーリーダータイムをくだんしたこどもひろばは中止するという形で、今年度はやらせていただきたいということでございます。それが1点です。

それからもう一点が、くだんしたこどもひろば、一応9時から5時まであけているという状況ですけども、夏も同じようにあけていこうかなということで、いつでも遊びたいときに遊べるように、まあ、9時～5時と時間は決まっていますけれども、そういった形で進めていきたいと考えております。

ご報告は以上です。

○永田委員長 はい。この件について。

秋谷委員。

○秋谷委員 くだんしたこどもひろば、4月14日にオープンして、子どもたちが遊んでいるのを見ると、すごくいいなと思うんですけど、やっぱり平日の5時だと、3時半ぐらいに学校が終わって、で、1回、家に帰って、ボールをとってくるなりなんなりして、4時近くになっちゃって、それで1時間だけというのは、ちょっと子どもたち寂しいんじゃないかなと。しかも、まだ、夏だと明るいですし、もう少し運用時間について、ちょっとこう、ご考慮していただけたらなと思うんですけど、その点いかがでしょうか。

○恩田子ども総務課長 時間延長については、ちょっと今年度に関しては、シルバー人材センターのほうに委託をしている形にもなっていて、予算的にきっちりという形で積んであるので、ちょっと今年度は難しいかもしれないんですけども、今のお子さんの状況をもう少し見て、利用状況も見て、それで例えば夏場少し後ろへ延ばすとかということもちょっと検討していきたいと。特に、小学生のお子さんの帰宅するべき時間と中学生のお子さんが帰るべき時間が若干ずれていたりもするので、ちょっとそこも含めて。

あと、実は、人手不足で、シルバーさんの確保もなかなか今厳しい状態になっていますので、そこら辺の現実的な対応も含めて、何らかい方法ができないかと考えておりますので、よろしくをお願いします。（発言する者多数あり）

○秋谷委員 今年度が、もちろん事情はわかるんですけども、今年度が厳しいとなると、あそこ3年とちょっととかですよ、あいているのは。そうすると、残り2年になって。で、まあ、最初がっくりしちゃうと、後から子どもたちが来なくなっちゃうかもしれないんで、もちろんいろいろなご事情はあると思うんですけども、なるべく柔軟に対応して、やっぱり遊び場が少ない千代田区なんで、子どもたちが伸び伸び遊べるよう配慮していただけたらなと思います。（「ちょっと休憩してもらっていいですか」と呼ぶ者あり）

○永田委員長 はい。休憩します。

午後2時51分休憩

午後2時53分再開

○永田委員長 では、委員会を再開します。

質疑を受けます。（発言する者あり）

○小野委員 小野です。この、まさに、今、熱中症対策のことなどで、いろいろと区報などでも呼びかけていらっしゃると思うんですけど、このこどもひろばにおいて、パーゴラがありますよね。このパーゴラは、ミストも出ていて、何となく涼をとっているというのはわかるんですけど、一方であの小屋以外に日差しをよけるところが今ないんですけども、いかがでしょうか。

○恩田子ども総務課長 建物を、当時、建築許可を得るだけのいとまもなくつくったということもあり、今の形になっています。それで、日よけに関しては、かなりの、アンケートもとっていますので、かなり出ていることは出ています。それで、どういう工夫をしてたらいいかということところで、きちんとしたものをつくと工事になっちゃうので、閉めざるを得ないことになるので、それはちょっと、今はまだ、ちょっとしたくないということもあります。

で、ちょっと工夫できないかとか、今、中で検討しておりますので、なかなか、方向が出れば、またご報告はさせていただきたいと思います。（発言する者あり）

○小野委員 今、まさに検討してくださっているということで、ありがとうございます。一方で、もう既に熱中症になる気候になっているので、例えばパーゴラがひらひらになっているんですけど、あれはもうテントにするだけだと、そんなに費用もかからず、すぐにできるのかなと思うんですけど、そういったご検討はされていますか。

○恩田子ども総務課長 実は屋根をつくと建築物になってしまって、そこでひっかかるということになります。それで、ひらひらをもう少し厚いものにするという話も、平べったい、そうですね、きしめんが並んでいるようなイメージのものができないかということも少し現場のほうでは検討したんですけど、それはそれで、また雨が降ると、あるいは雪が降ると下がってくるということがあったので、ちょっと、現状、今、パーゴラは、直接まだいじれない状態ではあるので……

○小野委員 パーゴラ……

○恩田子ども総務課長 ちょっと何か、確かにアイデアとしては正しい方向だと思いますので、ちょっと、何らか考えたいと思います。よろしくお願いします。

○小野委員 ありがとうございます。

○永田委員長 副委員長。

○牛尾副委員長 例えば、仮設みたいなものでもだめだということなんですか。いわゆる仮設テントというのも置けないと。夏は。

○恩田子ども総務課長 テントは、考えていないわけではないのですが、安全かどうかというところで、結構事故がある。

○牛尾副委員長 風が吹いてね。

○恩田子ども総務課長 よく運動会で巻き上がって、お子さんがけがをするというふうな事故もあるので、そこら辺も含めて、もう少し、練った上でご返事をさせていただければと思います。

○牛尾副委員長 ちょっと、別の件で。

○永田委員長 副委員長。

○牛尾副委員長 それと、もう一つ、ちょっと私も言われているのが、トイレなんですね。あそこ、トイレが一つあるんですけども、仮設のですね。あそこは和式で、子どもたちが使えないという話を聞いて、何とかならないかと。あと、個数も1個しかないんで、もう何とかつけられないのかというような意見を聞いているんですけども、トイレに関して、何か改善点は何かあるんですかね。

○恩田子ども総務課長 トイレについては、実は和式、まず和式の話させていただきますと、保育園等の先生方がお子さんを連れてきて、トイレを子どもたちに介助するというか補助してやるという形だと、和式のほうがいいというお話もあって。あと、洋式にすると、落っこっちゃうということがあったので、和式になっているというのが一つです。

それから、スペース的にどうかということと、どれぐらいの人数が使うのかというところがあって、1基になっています。ただ、ちょっと歩いていただくのは大変恐縮なんですけれども、トイレのところに、かがやきプラザ、区役所それから九段生涯学習館、ご案内をさせていただいて、室内のトイレのほうに気持ちよく使えるということもあったので、

ちょっと、今のところ、そういった形で対応しているというところでございます、ちょっと造設に関しては、利用頻度を確認した上で、どうするか決めたいと思います。

○牛尾副委員長 洋式にすると、子どもが落っこっちゃうと。それは大きい便座のままだったら落っこっちゃうと思いますけれど、最近、公衆トイレでも子ども用のちっちゃい便座、かぱっと上からはめるような、そういったのを置いているところもありますし、仮設のトイレでも、そういったこともできるんじゃないかなと。要するに子ども用のちっちゃい便座を置くというようなこともできると思うんで、ちょっとご検討いただきたいと思うんですけど、いかがですか。（発言する者あり）介助が。でも、保育園なんて……

○恩田子ども総務課長 ちょっと繰り返しになって恐縮ですけども、実態を踏まえて検討させていただくという形でご回答させていただきます。よろしくお願いします。

○永田委員長 この件について、ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○永田委員長 はい。では、くだんしたこどもひろばについての質疑を終わります。

その他、委員の方から何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○永田委員長 よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○永田委員長 はい。それでは、本日はこの程度をもちまして閉会といたします。次回は来週27日、10時半からです。よろしくお願いします。ありがとうございました。

午後3時03分閉会